

食料・農業・農村政策審議会

平成30年度第2回畜産部会

第 2 回

食料・農業・農村政策審議会畜産部会

日時：平成30年12月13日（木）13：00～17：06

会場：三番町共用会議所2階大会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 諮問及び関連資料説明
4. 質疑応答及び意見聴取
5. 意見の概要取りまとめ
6. 答申
7. 閉会

【配付資料一覧】

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 資料 1 | 議事次第 |
| 資料 2 | 委員名簿 |
| 資料 3 - 1 | 諮問（加工原料乳生産者補給金の単価等） |
| 資料 3 - 2 | 諮問（平成30年度肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格） |

| | |
|----------|--|
| 資料 3 - 3 | 諮問（平成31年度肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格） |
| 資料 4 - 1 | 諮問総括表（平成30年度畜産物価格改定案） |
| 資料 4 - 2 | 諮問総括表（平成31年度畜産物価格案） |
| 資料 5 - 1 | 平成31年度加工原料乳生産者補給金単価等 算定概要 |
| 資料 5 - 2 | 平成31年度加工原料乳生産者補給金単価等 算定説明参考資料 |
| 資料 6 - 1 | 肉用子牛の保証基準価格等 算定概要 |
| 資料 6 - 2 | 平成30年度期中改定及び平成31年度肉用子牛保証基準価格及び合理化 目標価格 算定要領 |
| 資料 6 - 3 | 平成30年度期中改定及び平成31年度肉用子牛保証基準価格 算定説明 参考資料 |
| 資料 6 - 4 | 平成30年度期中改定及び平成31年度肉用子牛合理化目標価格 算定説 明参考資料 |
| 参考資料 1 | 畜産・酪農をめぐる情勢 |
| 参考資料 2 | 家畜衛生をめぐる事情 |

午後1時00分 開会

○形岡畜産総合推進室長 定刻になりましたので、ただいまから、食料・農業・農村政策審議会、平成30年度第2回畜産部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当部会の事務局を担当しております、畜産総合推進室長の形岡でございます。課長の坂が公務のため、遅れて到着の予定でございますので、しばらく私が代理を務めさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

開会に先立ちまして、富田畜産部長より、一言御挨拶を申し上げます。

○富田畜産部長 畜産部長の富田でございます。

本来、局長の枝元が来て、御挨拶する予定でございましたけれども、来年度の予算決定プロセスが、今佳境に差しかかっておりますので、かわって部長の私、富田のほうから、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から農林水産行政、とりわけ畜産行政の推進に当たり、格段の御理解と御協力をいただきまして、深く感謝申し上げる次第です。

本日は、平成31年度の畜産物価格等としまして、加工原料乳生産者補給金の単価、集送乳調整金の単価及び総交付対象数量、並びに肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格及び合理化目標価格につきまして、農林水産大臣からの諮問を踏まえて、御審議をいただくこととなります。委員の皆様方からは、それぞれのお立場から御意見を賜りたいと考えております。

また、肉用子牛生産者補給金制度につきましては、前回の部会でも説明をさせていただきましたけれども、TPP11協定が発効する12月30日から、新たな算定方式に基づき算定した保証基準価格等を適用することとなりますので、今回は期中改定の諮問もあわせてさせていただきます。

意欲のある生産者の方々が、前向きに畜産・酪農に取り組んでいただき、今後、ますます我が国の畜産・酪農の発展に資するよう、活発な御議論をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○形岡畜産総合推進室長 ありがとうございます。

本日は、三輪部会長に議事の進行をお務めいただきます。

それでは、議事を進めていただく前に、三輪部会長に一言御挨拶をいただければと思います。

○三輪部会長 皆さん、こんにちは。部会長の三輪でございます。

各委員におかれましては、非常に御多忙のところ、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様、御承知のとおり、今、日本の畜産・酪農、非常に重要な局面に差しかかっているというふうに、私自身も感じておるところでございます。

本日、委員の皆様方に御議論いただく内容というのは、これから先の日本の畜産・酪農の未来を描いていく中での非常に大きなポイントになるというふうに考えておりますので、ぜひ皆様方それぞれのお立場から、忌憚ない御意見をいただければというふうに思います。

また、今回の議事でございますが、農業者の方々だけではなく、広く国民の方々からの注目度も高いというところがございますので、ぜひ皆様方、御案内のとおり、しっかりと当部会のほうでも議論をしていただきたいというような御意見をたくさんいただいておりますので、そのような形で、この中で委員の皆様方からの意見をきちんとまとめるような形で、未来志向のまとめができればなというふうに思っております。

今日は、長時間御議論いただく形になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って失礼いたします。

それでは、早速、議事のほうに進めさせていただければと思います。

本日でございますが、平成31年度加工原料乳の生産者補給金単価及び集送乳調整金単価、また総交付対象数量並びに肉用子牛の生産者補給金制度における保証基準価格及び合理化目標価格等、たくさんの項目について、政綱定めるに当たりまして、留意すべき事項につきまして、御審議をいただければというふうに思います。

委員の皆様方の御協力によりまして、円滑な議事の進行に努めたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしく申し上げます。

それでは、事務局より、本日の委員の御出席の状況及び配付資料の確認について、よろしく願いできればと思います。

○形岡畜産総合推進室長 本日は、石澤委員が遅れて御到着のようでございますので、三輪部会長を含めまして、現在8名の委員のご出席をいただいております。

有田委員、加藤委員、知久委員、前田委員、小野寺委員、釵持委員、須藤委員、松永委員が、所用により本日は御欠席という御連絡をいただいております。

規定では、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができないと定められておりますが、本日は全体で17名のうち、8名の委員に御参加をいただいておりますので、規定数を満たしているということをご報告いたします。

続きまして、本日配付しております資料について、確認をさせていただきます。

資料一覧を御覧ください。

資料1から6までと、参考資料の1と2がございます。資料3は枝番が3まで、資料4は枝番が2まで、資料5は枝番が2まで、資料6は枝番が4までございます。

お手元の資料に不足がございませんでしょうか。不足がある場合は、事務局までお申しつけください。

○三輪部会長 ありがとうございます。

御不足等、ございませんでしょうか。

それでは、本日、これからいただきます御審議の結果、当部会の答申が出ますと、規定によりまして、それが審議会の答申とされることとなっておりますので、御承知ください。そのため、これからの審議には十分な時間をとらせていただきたいというふうに考えております。一方で、委員の皆様、非常に御多忙というところでございますので、できるだけ効率的な運営を努めたいというふうに思っておりますので、御協力いただければ幸いです。

本日のスケジュールでございますが、まずは、事務局から、それぞれの諮問内容について、御説明をいただきます。そして、その後、委員の皆様方から御意見をいただくという形で進めたいというふうに思っております。

そちらを踏まえまして、委員の皆様から、正式に農林水産大臣からの諮問に対する賛否をお伺いしたいというふうに思っております。その後でございますが、事務局に、本日お出しいただきました意見の概要を取りまとめていただきますので、しばらく16時から1時間弱でございますが、御休憩をいただくという形になりますので、御了解いただければと思います。

御休憩いただきました後、意見の概要（案）を皆様にお諮り申し上げまして、意見の概要を取りまとめていただきまして、その後、答申という形になります。全体としては、午後5時頃の終了予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

以上のとおり、本日の議事を取り進めたいというふうに考えておりますが、委員の皆様、

御異議ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○三輪部会長 ありがとうございます。

それでは、御異議なしと認めまして、そのように進めさせていただければと思います。

それでは、早速ではございますが、議事に入らせていただきます。

まず、本日付で農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に対して諮問がございますので、牛乳乳製品課長から諮問文の朗読をお願いいたします。

○水野牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長の水野でございます。

諮問文の朗読をさせていただきます。

お手元の資料3-1を御覧ください。

30生畜第1149号

平成30年12月13日

食料・農業・農村政策審議会

会長 中嶋 康博 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

諮 問

畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第13条第3項（同法第15条第3項及び第22条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成31年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量、生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めるに当たり、貴審議会の意見を求める。

○三輪部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、朗読いただきました諮問に関しまして、牛乳乳製品課長から御説明をお願いいたします。

○水野牛乳乳製品課長 資料の5-1をお開きいただければと思います。

資料の5-1に基づきまして、平成31年度加工原料乳生産者補給金単価等の算定概要について、御説明いたします。前半に算定の考え方について御説明し、後半にそれに基づいた結果について御説明いたします。

まず、算定の考え方について、御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

単価及び総交付対象数量の算定に関する考え方をお示ししております。

補給金単価につきましては、昨年同様、集送乳に最低限必要なコストを計上し算定した前年単価をもとに、生産コスト等変動率方式により算定いたします。

集送乳調整金単価につきましては、畜産経営安定法において、指定事業者が集送乳に通常要する経費の額から、効率的に集送乳が行われる場合の経費の額を控除して得た額を基礎として定めるとされておりますので、法改正により、昨年初めて算定したところでございます。本年度の算定に当たりまして、昨年の本部会において、委員の皆様からいただいた御意見も踏まえ、集送乳に要するコストの直近の動向が適切に反映されるよう、算定いたします。

総交付対象数量につきましては、昨年同様、乳製品向けに必要なとなる生乳供給量として、推定乳製品向け生乳消費量から、カレントアクセス輸入量を控除して、算定いたします。

2ページを御覧ください。

補給金と集送乳調整金の単価算定の方法について、概要をお示ししてございます。

29年度に補給金制度の対象に、生クリーム等の液状乳製品を追加して、単価を一本化し、30年度には集送乳調整金を切り分けました。その際の、30年度の算定方法と今回の31年度の算定方法を並べてお示ししております。

資料の下の青い箱でお示ししている補給金単価につきましては、先ほどと繰り返しになりますけれども、昨年同様、生産コスト等変動率方式で算定するということになっております。

一方、上の赤い箱でお示ししております集送乳調整金の単価につきましては、直近の物価動向を適切に反映するため、補給金と同じ変動率により算定することといたしますが、補給金が生産コストの変動を反映するのに対しまして、集送乳調整金については、集送乳経費を構成する運送費や燃料費などのコストの変動を反映して、算定するということになっております。

3ページを御覧ください。

例年と同じ内容でございますけれども、生産コストと変動率方式の概要をお示したものでございます。

中ほどの囲みにありますとおり、変動率でございますけれども、搾乳牛1頭当たりの生産費の変動率と搾乳牛1頭当たりの乳量の変動率により算出されまして、これを前年度単価に乗じることによって、当年度の単価を算定するというふうになっております。

なお、生産費の変動率につきましては、左下のほうに示してございますように、直近3年間の生産費を分子に、その1年前の3年間の生産費を分母に置いた上で、分子については本年8月～10月まで直近3カ月間、分母については1年前の29年8月～10月の物価に修正して計算するをいたしてございます。これにより、直近の物価の動向を織り込んだ上で、昨年から1年間の生産費の変動率を算出するということになっております。

4 ページを御覧ください。

続きまして、集送乳調整金単価の算定方式でございます。

構成は、補給金単価の算定方法と同じでございますけれども、集送乳調整金の単価は、中ほどの囲みにありますとおり、加工原料乳の集送乳経費の変動率と加工原料乳の集送乳量の変動率により算定するというふうになってございまして、加工原料乳1キロ当たりの集送乳経費の変動率を前年度の単価に乗じることによりまして、当年度の単価を算定するという格好にしております。

なお、集送乳経費の変動率につきましては、左下のほうに記載してございますけれども、直近3年間の加工原料乳集送乳経費を分子に、その1年前までの3年間の集送乳経費を分母に置いた上で、分子については本年8月～10月まで直近の3カ月間、分母につきましては1年前の29年8月～10月の物価を修正して計算してございます。これによりまして、直近の物価動向を織り込んだ上で、昨年から1年間の集送乳経費の変動率を算出するという格好にしております。

5 ページをご覧ください。

総交付対象数量についてでございます。

補給金や集送乳調整金は加工原料乳に対して交付されますが、これらが交付される加工原料乳の総数量の最高限度として設定されるのが、総交付対象数量でございます。

総交付対象数量は、昨年と同様、推定乳製品向け生乳消費量から、WTOで決まっておりますカレントアクセス輸入量を差し引いて算定するということになってございます。

続きまして、算定結果について御説明いたしますので、6 ページをご覧ください。

先ほど、御説明いたしました補給金と集送乳単価の算定の考え方に沿って算定した結果を、お示ししてございます。

左が本年度の単価、右が今回の算定の結果であります31年度の単価でございます。

まず、下の青い箱で示しております補給金単価でございますけれども、本年度より8銭高い8円31銭となりました。

次に、上の赤い箱でお示ししております集送乳調整金単価につきましては、本年度より6銭高い2円49銭という格好になってございます。

その結果、補給金と集送乳調整金を合わせた単価は、本年度より14銭高い10円80銭となっております。

次、7ページを御覧ください。

ただいま御説明いたしました補給金単価の算定の詳細でございます。

先ほども御説明いたしましたとおり、補給金単価を算定するための生産コスト等の変動率は、生産費の変動率と乳量の変動率により算出されますが、上のほうの左の囲みはその生産費の変動率、右の囲みが乳量の変動率でございます。

生産費の変動率は、副産物収入である子牛価格が堅調に推移しているという一方で、初妊牛の価格や流通飼料費などが上昇した結果、コストは上昇してございまして、1.0182という結果になってございます。

乳量の変動率につきましては、搾乳牛1頭当たりの乳量が増加傾向で推移していることから、1.0083というふうになってございます。

これにより、生産コスト等変動率を計算いたしますと、1.0098という数字になります。

これにより、一番下に記載してございますとおり、本年度の単価である8.23円に、この生産コスト等変動率の1.0098を乗じて、31年度の補給金単価8.31円となったところでございます。

8ページを御覧ください。

次に、集送乳調整金の単価についてでございます。

補給金と構成は同じことになってございますけれども、集送乳調整金単価を算定するための集送乳コスト等の変動率でございますが、左の囲みにあります加工原料乳の集送乳経費の変動率と、右の囲みにあります加工原料乳集送乳量の変動率により算定すると。

集送乳経費の変動率は、運送経費や燃料費等上昇傾向で推移した結果、集送乳コスト等は上昇いたしまして、結果として1.0156となっております。

集送乳量は、変動率につきましては、加工原料乳の集送乳量が若干減少傾向で推移したということもございまして、0.9893というふうになってございます。

これにより、集送乳コストの変動率を計算いたしますと、1.0266となります。

これを、一番下に記載してあります本年度の単価でございます2円43銭に、集送乳コスト等変動率の1.0266を乗じますと、31年度の集送乳調整金単価は2円49銭というふうにな

ったところでございます。

9 ページを御覧ください。

最後に、総交付対象数量についてでございます。

総交付対象数量は、昨年度同様、乳製品向けに必要な生乳供給量として、脱脂粉乳・バター等、あと生クリーム等の液状乳製品及び国産ナチュラルチーズの需要の見込みから推定されます、推定乳製品向け生乳消費量からカレントアクセス輸入量を控除して算定してございます。

それぞれの項目の推定方法と推定結果を下の表に示しております。

D 3 にございますが、総交付対象数量の算定に直接影響します推定乳製品向け生乳消費量は、乳製品需要が堅調に推移し、ほぼ30年度並みに推移するというふうに見込んでございます。

この推定結果を図にしたものが、次のページになりますので、10ページを御覧ください。31年度の国産生乳需給の見通しを示してございます。

総交付対象数量は、この赤色で示されている、推定乳製品向け生乳消費量である354万トンから、右上のカレントアクセス輸入量14万トンを差し引いた340万トンというふうになってございます。

なお、国産乳製品の需要を満たすために必要な生乳用を、D 4 の要調整数量としてお示ししてございます。これが23万トンというふうになってございます。仮に、生乳生産が推定よりもふえた場合でも、この数量内で対応が可能になるかというふうに考えてございます。

以上、簡単ではございますけれども、説明を終わらせていただきたいと思います。

○三輪部会長 御説明、ありがとうございました。

それでは、続きまして、食肉鶏卵課長より、諮問文の朗読をお願いいたします。

○望月食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長の望月でございます。

諮問文を朗読させていただきます。お手元の資料は、資料の3-2と3-3でございます。3-2につきましては、平成30年の期中改定の分、3-3が31年度の分ということでございます。

それでは、まず初めに、資料3-2を朗読させていただきます。

30生畜第1155号

平成30年12月13日

食料・農業・農村政策審議会

会長 中嶋 康博 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第6項の規定に基づき、平成30年の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を、試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

続きまして、資料の3-3でございます。

30生畜第1156号

平成30年12月13日

食料・農業・農村政策審議会

会長 中嶋 康博 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき、平成31年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき、平成31年度の肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○三輪部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、朗読いただきました諮問に関し、食肉鶏卵課長よりご説明をよろしくお願いいたします。

○望月食肉鶏卵課長 それでは、資料の6-1に則しまして、説明をさせていただきます。

まず、ページの1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

前回の審議会でも御説明いたしましたが、資料の2ページの左下でございますように、現行の肉用子牛対策は、肉用子牛生産者補給金制度いわゆる1階部分と、肉用牛繁殖経営

支援事業の2階部分の2つから構成されています。今回の改正に当たりましては、まさにこの1階と2階の部分を統合いたしまして、1階に一本化いたします。したがって、今34万1,000円という数字がどこまで引き上がっていくのかというのがポイントでございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと存じます。

これも、前回御説明させていただきましたが、11月20日に検討会を取りまとめた報告内容でございます。

ポイントを御説明いたします。今回のポイントでございますけれども、まず、(1)の1つ目のポツをご覧いただきたいと存じます。

現行方式の基礎になっておりますのが、輸入自由化前7年間、すなわち昭和58年2月～平成2年1月までの農家販売価格をベースにしておりました。これを今回は、右側に書いてございますように、生産費を基礎とすることに改めます。具体的に申し上げますと、平成23年度～29年度、7年間の平均値に改めたいということでございます。

それから、3ページ右下にございますが、生産費のとり方でございますが、自己資本利子・自作地地代を除いた、支払利子・地代算入生産費を採用するというところでございます。

それから、4ページでございます。

生産費の取り方に当たりまして、配慮すべき事項ということで、右側のポツでございますけれども、小規模な肉用子牛経営の実態を踏まえつつ、酪肉近で示している近代化を促進する方向に沿ったものにする、これがポイントでございます。

それから、5ページでございます。

これは乳用種・交雑種の育成経営の話でございます。

右側にございますように、今まで7年間と申し上げてまいりましたが、直近のヌレ子価格が高騰しております。したがって、この価格のみを反映するのは適当でないということで、7年より長い期間をとって、その平準化を図っていきたいと思います。

それから、6ページを御覧いただきたいと存じます。

今度は、合理化目標価格でございます。

これも、右側にございますとおり、今までは1～3等級で勘案していたものですが、最近では4・5等級の和牛去勢が8割を占めるといった状況になっておりますので、4・5等級も加えた全等級で判断するというところでございます。

それから、7ページをお開きいただきたいと存じます。

今申し上げたことを、方式に当てはめるとどうなるかということでございます。

現行と見直し後の欄を御覧いただきますと、赤く塗ってあるところが変わるポイントでございます。先ほど申し上げましたが、現行方式は自由化前7年間の販売価格でやっています。下を見ていただきますと、今度はそうではなくて、平成23年度～29年度の7年間の生産費ベースに直すということでありまして、これに伴いまして、品種格差係数も自由化前7年間の直近7年間に直すといったことがポイントでございます。

それから、8ページを御覧いただきますと、今度、合理化目標価格は、左側の輸入牛肉対抗価格の欄でございますが、1～3等級ではなくて、1～5等級の、全等級を見て判断するというのがポイントでございます。

それから、9ページをお開きいただきたいと思います。

このような、検討会の取りまとめ報告もございましたし、前回の審議会でご説明させていただきましたが、こうした考え方が了承されていると我々は考えまして、算定に当たってまいりました。その際の留意点は、9ページのことでございます。

1つ目は、先ほど申し上げましたけれども、小規模な肉用子牛経営、大体9頭未満の層が約6割ちょっとを占めているという構造でございますので、こうした小規模な経営の実態を踏まえつつ、酪肉近で示している近代化、規模拡大ですとか、あるいは分娩間隔の短縮化とか、出荷月齢の短縮化とか、こういったものを促進する方向に沿って算定しますと。

それから、素畜費の算定に当たりましては、過去一定期間を考慮する。後ほど御説明しますが、平成17年度以降、13年間の数字を使って平準化を図っていきたいと考えています。

それから、保証基準価格につきましては、従来は肉専用種・乳用種の2つしかありませんでしたが、今度は交雑種につきましても、しっかりと算定していくということで、3種類について設定するということでございます。

それから、肉専用種の中には、黒毛、褐毛、その他の肉専用種と分かれておりますが、各種については、それぞれの生産費がございませんので、最終的には、現行方式と同様、品種格差係数を用いて補正するということでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

今度は、具体的な基本方式でございます。

ポイントは上の四角の中の、丸の2つ目を御覧いただきたいと思います。

まず、生産費をどうやって取るかということでございますが、①につきましては、過去7年間、先ほど申し上げた平成23年度～29年度の支払利子・地代算入生産費を取ります。

それから、②といたしまして、労働費はどの層をとるかでございますが、現在の平均飼養頭数が14.6頭となっておりますが、統計上は10頭規模から20頭未満の層でございますので、10頭規模以上層の労働費を使いたいと考えています。それから、酪肉近で示しております出荷月齢・分娩間隔の平成31年度の到達値、酪肉近は平成37年度目標でございますが、この目標に向けて、31年度どの程度到達するかと、こういった数値を使いたいということでございます。

2年目以降は、現行方式と同様に、生産コストの変化率を乗じて算出するというところでございます。

具体的には下に書いてございますが、まず、初年度は、一番左の初年度の保証基準価格の算定に用いた生産費ベースの価格ありまして、次に掛け算するのが、市場取引価格換算係数、さらに品種格差係数を用いていくということでございます。2年目以降は、この真ん中に入っております、生産コストの変化率を使うということでございます。

初年度の保証基準価格でございますが、今申し上げたとおりでございます。それを、下の式に当てはめていきますと、まず生産費自体が50万1,162円でございます。それに、市場取引価格換算係数、これは農家の販売価格、市場取引価格の1次関数、1次回帰式の係数でございますが、その係数が掛ける1.044足す6,721円ということでございます。そして、それに品種格差係数、それぞれ、黒毛、褐毛、その他を掛けましたところ、下にございますように、黒毛和種につきましては53万1,000円、褐毛和種につきましては48万9,000円、その他肉専用種につきましては31万4,000円でございます。1000円未満の数字につきましては、四捨五入をするという関係で、このような数字になっているということでございます。

それから、12ページをお開きいただきたいと思います。

今度は、乳用種・交雑種の育成経営でございます。

こちらについては、先ほどの和子牛と同じ計算でございますけれども、和子牛と違って、品種格差係数というのはございません。それから、ポイントでございますが、四角枠の2つ目を御覧いただきたいと思います。

まず、2つ目の①でございますが、素畜費の算定は7年間ではなくて、平成17年度以降13年間の平均値を使うということでございます。

それから、この乳用種・交雑種の育成経営につきましては、分娩行為というのはありません。つまり、お母さんを飼っているわけではなくて、生まれた赤ちゃんを買ってくる

ということでございますので、分娩行為がないということでございますから、酪肉近の目標は出荷月齢のみを使うということでございます。

こういった考え方を当てはめたものが13ページでございます。それぞれ計算いたしますと、乳用種につきましては、生産費の固定ベースが15万916円に、それに換算係数1.063を掛けまして、足す291円であります。交雑種についても、25万4,216円掛ける1.034足す5,913円でありまして、その結果といたしまして、乳用種は16万1,000円、交雑種は26万9,000円でございます。

それから、14ページをお開きいただきたいと存じます。

今度は、合理化目標価格でございます。

合理化目標価格とは何か、ということでございますけれども、四角の一番上の丸に書いてございますように、そもそも輸入牛肉に対抗できる価格は幾らなのか、その価格を生み出すためには、どれだけの経費で素畜を生産していったらいいのか、こういったものを合理化目標価格と呼んでいます。

その式を見ていただきますと、まず初めに、輸入牛肉対抗価格、輸入する牛肉の部分肉の価格の1キロあたりを出します。そして、その対抗価格につきましては、Cというのが輸入牛肉価格、Tが関税率と諸経費、Qが国産プレミアをどれだけ乗せるか、これらを掛けていきます。そうした後に、肥育牛に戻したときに幾らになるのか、肥育牛1頭当たり直したら、これは幾らになるのか。肥育牛は、1頭780キロありますから、その数字を掛けていきます。そうした形で、今度は、肥育に係る合理的な費用はどれぐらいになるのかを出しまして、ここに残ってくるのが素畜費ということになります。それに、先ほどと同じように、市場取引価格換算係数、品種格差係数を掛け合わせまして算出するということでございます。

その算出の結果でございますが、15ページを御覧いただきたいと存じます。

肉専用種につきましては、輸入牛肉対抗価格が2,837円になりまして、これに掛ける0.392足す1、そして、体重782キロを掛けます。そして、肥育に必要な合理的な費用は43万7,600円でございます。この価格に、市場取引価格換算係数の0.960を掛け、4,383を足し、品種格差係数をそれぞれ掛けたところ、下にございますように、黒毛和種について42万1,000円、褐毛につきましては38万8,000円、その他肉専用種につきましては24万9,000円になります。

続きまして、16ページを御覧いただきたいと存じます。

先ほどの和子牛と同じでございますが、保証基準価格と同様に品種格差係数はございません。

こうした計算式を当てはめたのが17ページでございます。乳用種につきましては、1,384円掛ける0.351足す1、掛ける776、引く27万1,159円、掛ける1.008足す286ということで、10万8,000円、交雑種につきましても同じような計算をいたしますと、21万2,000円という結果になるということでございます。

18ページが、今申し上げた合理化目標価格の算定イメージを、参考に書かせていただきました。

以上でございます。

○三輪部会長 御説明、ありがとうございました。

その他、事務方から追加で御説明事項ございますでしょうか。

○形岡畜産総合推進室長 特にございません。

○三輪部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明をもちまして、事務方からの説明は以上となります。これから、御出席いただいております委員の皆様から御意見を伺いたいというふうに存じます。

また、これから委員の皆様方から頂戴いたします御意見につきましては、事務局にて簡潔に整理をさせていただきます。この部会の場で皆様に御承認をいただいた上で、意見の概要という形で取りまとめさせていただきます。今後の施策の展開に当たっての参考とさせていただきますというふうに考えております。こちらの意見の概要につきましても、部会終了後、公表したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが、委員の皆様からの御意見聴取に入りたいと思います。

なお、委員の皆様におかれましては、お一方当たり5、6分程度という、短い時間ではございますが、簡潔な御発言をお願いできれば幸いです。

また、諮問内容に対する賛否、後ほど、御表明いただきますが、そちら、改めて、皆様お一人ずつ伺いするという形になっておりますので、今からの初めの御意見を頂戴するタイミングにおきましては、賛否の有無には触れていただく必要はございませんので、御了解いただければと思います。

○形岡畜産総合推進室長 では、本日は、宮原委員から反時計回りに御発言をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○宮原委員 日本乳業協会の宮原でございます。

これまでの部会でお話しした内容に、少し意見を追加させていただきたいと思います。昨年の畜産部会におきましても意見を申し上げましたが、先回も話題になっておりました、学校給食用の牛乳の風味変化の問題の対応について、意見を申し上げたいと思います。

昨年の畜産部会では、学校給食用の牛乳の安定的な供給を図るためにも、都道府県における衛生・教育関係者を初め、学校給食関係者が一堂に会する情報交換会を定期的開催するよう指導するなど、省庁を越えた、風味変化に関する問題意識の共有を図っていただくよう、お願いしたところでございます。また、本年6月にも、Jミルクから、学校給食用牛乳事業にかかわる要請の中で同様のお願いをいたしました。これを受けまして、農林水産省から5月に「牛乳・乳製品の安全性及び品質の確保について」、厚生労働省から6月に「牛乳等における風味異臭疑い事案の調査について」が発出されました。

こうした中で、茨城県におきまして、昨年6月に続きまして、本年10月にも学校給食用牛乳での風味変化の問題が発生いたしました。茨城県におきましては、昨年の風味問題発生以降、茨城県乳業協会が教育関係者も含めた牛乳及び学乳の風味変化についての研修会を開催したこともあり、本年のケースでは、その内容が活かされたことから、約1週間で供給を再開することができました。

都道府県における衛生・教育関係者を初め、学校給食関係者が一堂に会する情報交換会、研修の重要性を改めて認識するとともに、こうした事案の判断に当たっては、食品としての安全性確保の観点から、衛生面での検査等を通じて、科学的に判断していただき、関係者の御理解を得ることが重要であると認識をいたしました。

業界といたしましても、各種研修や食育活動などを通じて、引き続き風味変化問題の発生抑制に努めてまいり所存ですが、今回の事例を参考に、今後とも、ぜひ行政による迅速かつ適切な御指導をお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

○形岡畜産総合推進室長 ありがとうございます。

続きまして、藤嶋委員、お願いいたします。

○藤嶋委員 御説明ありがとうございます。

基本的な考え方でございますけれども、子牛補給金あるいは加工原料乳のほうの対策でございまして、価格の根拠は、子牛の補給金はTPP11の発効に合わせて、現在の経営の実情に合わせて見直されたという了解をしておりますけれども、その認識でよろしいでしょうか。

それから、あと一つは、やはり小規模農家の数が飼養戸数の大半を占めておりますので、この計算根拠もその方たちをベースになされたものと了解しておりますけれども、いかがでしょうか。

最後にやはり輸送費など、今、物流対策、物流費が結構高騰しておりますし、人手不足で大変な状況でございますけれども、この辺も勘案されて算出された数字ということでしょうか。

以上が、私の質問でございます。

○形岡畜産総合推進室長 ありがとうございます。

事務局からの回答は、まとめて後で差し上げてまいります。

続きまして、築道委員、お願いいたします。

○築道委員 総論的意見といたしまして、国産の牛肉と豚肉の供給・需要の接点にいる立場からお話をしたいと思います。

それは、供給側の生産者にとっても、最終需要の消費者にとっても、国産の食肉が安定した価格で、安定した量が確保されていることが、大変大切であるということです。

国内の食肉消費量が拡大する中で、国産牛肉の生産量が減少していることによる高価格が続けば、低価格と安定供給を売りにした輸入牛肉にとってかわられ、消費者は国産の食肉を恒常的に敬遠することになります。ここ何年か、そういう意味で大変懸念されている状況が続いていると考えております。したがって、昨年ぐらいから国産の牛肉生産がわずかでも持ち直したことは、よい傾向だと思っております。

それに関しまして、1つ御質問があります。農林水産省としては、国産牛肉の生産のもとなる肉用牛繁殖雌牛の頭数が平成28年から増加に転じた理由は、子牛価格が高騰しているということを除きまして、何だと考えておられるのか。あるいは、増加に転ずる有効であった施策は何であったと考えておられるのかについて、教えてください。

いずれにいたしましても、市場開放による打撃に耐え得るようなセーフティーネット制度を確立することなど、国産牛肉の増加傾向が維持されるような施策を継続していくことをお願いいたします。

もう一つ、家畜衛生について、お話をしたいと思います。

今年9月に岐阜県で発生が確認された豚コレラは、人為的に制御をすることが困難な野生のイノシシへの感染など、今後の展開が大変危惧されている状況となっております。また、中国のアフリカ豚コレラの発生情報や、近隣アジア諸国における口蹄疫の発生情報も

ずっと続いているという、大変緊張した状況にあります。家畜の伝染性の疾病は、一旦発生してしまえば、地域全体に大きな影響を及ぼすことになります。生産者の生産活動を制限するだけでなく、私ども、食肉卸市場や流通販売にも大きな停滞を招きます。

そこで、農林水産省には、これらの脅威に対して、現在厳戒態勢で挑んでおられると思いますが、都道府県関係者ともよく連携をとって、国内への侵入を防ぐ水際対策や、イノシシなど野生の動物対策も含め、国内における防疫体制のより一層の強化徹底を努めていただきたいと思います。

答申案に対する意見を述べさせていただきます。

加工原料乳の数量等案につきましては、関係者とのたび重なる検討・協議のもと、現状に対する詳細な分析の結果と考えております。

肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格の案につきましては、先般開催されました見直し検討会の検討結果を踏まえたものとなっているというふうに考えております。

以上でございます。

○形岡畜産総合推進室長 ありがとうございます。

里井委員、お願いいたします。

○里井委員 里井です。よろしくお願いいたします。

賛否については次のときというタイミングですので、今は全体的な思いとお願い事をいくつか申し上げさせていただきます。

今回は、私、肉用子牛保証基準価格の算定方式についての委員もさせていただき、何カ月かにわたり、皆様と一緒に検討させていただきました。それについてなんですけれども、こちら、算定概要資料6-1で、冒頭にもいただきました9ページなんですけど、留意点という点におきまして、一番最初の丸印、先ほど藤嶋委員からもお話がありましたが、その検討会の中でも、一番この点、小規模な肉用子牛の経営の実態を踏まえつつというところを、皆様何度もおっしゃっていて、そこが一番今回の算定方式の中でも熱く議論されたのではないかなと記憶しております。現在、それについての、ほぼ意見も踏まえた上での今回の結果というふうに思っておりますが、いま一度の確認が委員からもあったように、お願いにつながります。

と申し上げますのも、私もフードジャーナリストとして、また1級フードアナリストなど消費者の立場として、お肉と携わって仕事をする機会が大変多いんですけれども、若干不安に思いますのが、やはり消費者が思っている、この和牛への思い、そして国、作り手

の方々への和牛への思い、また畜産への思いというところで、全てが一致しないと、今の国産の食材というもののパワーが発揮できないのではないかと懸念しています。

例えばですが、先ほどのこの小規模な肉用子牛の経営の実態というところに国の方たちも非常に価値を感じていただき、その実態に価値を見出して伝えていただかなければ、国産食材の価値そのものも、実は上がっていかないのではないかと考えます。

畜産の魅力というのは、非常に奥深いです。例えば、消費者というのは、やはりおいしさ、それから価格とのバランスのみで考えがちですね。それは消費者自身の考え方も、これから変えていかなければならないのが現状ではありますが、例えば、価格が上がるイコールすばらしい価値が上がる。つまりは、例えば、国産の畜産の業界でいいますと、それには生産者さんの熱い思いがある、それから畜産過程における奥深さがある、それから日本大自然の恵みの豊かさがある。こういったものの全てが価値となり、またそれが望まれて、食べて、需要供給とのバランスも高まっていくという、根本的な、本当に基礎的なことではあるんですけども、そういう細かい点のことも見逃さずに、これから価値を見出していただけたらなというのが思いです。

また、それをわかりやすく、いろんな意味で、食育もそうです、ホームページもそうです、いろいろそうなんですけれども、わかりやすく、お互いが価値を高められていくような実際になっていけばいいなという思いです。

いずれにつきましても、今回は特に、この肉用子牛保証基準価格における算定方式について、委員としても携わせていただき、非常に皆様、専門家のお立場の中から、綿密に算定をされての結果というふうに判定もしております。まずは、そちらの意見のみ、こちらで申し上げさせていただきます。

以上です。

○形岡畜産総合推進室長 ありがとうございます。

小谷委員、お願いいたします。

○小谷委員 ありがとうございます。

全体的なコメントと感想になります。冒頭の挨拶で部長もおっしゃいましたが、意欲ある生産者が前向きに取り組めるようにという大きな部分で、具体的には、今やっている世代がまず満足して畜産を続けられるものなのかということ、同時に、それを見ている、子供の世代、次の世代が後継しようと思って初めて、その農業は続くものであって、前向きに取り組めるものだと思います。

細かい計算は専門外ですけれども、感想としては、この案が、長期的な意味で生産者の励みになっているのかということと同時に、消費者の理解が得られるものなのかということを感じました。

私は、農村農業を取材している立場から、生産者が本当にモチベーションを持ってやっていただく分には、国の支援は十分にすべきだと思っておりますが、それを産地の外側の消費者の理解醸成につなげる取り組みは、どういうふうに行われているのでしょうか。

そして、集送乳調整金の話で、やはり都府県の、都府県に限りませんが、小さな地域の条件不利地の農家が1件だけ残ってもなかなか難しいわけで、複数の農家がそれぞれ励まし合って続けるモチベーションとなる支援なんですよという確認です。

あとは、TPP対策で、大きな額の支援がたくさんあると思うんですけれども、やはり大きな、長い意味でいいますと、目先の対処療法のようなことではなくて、やはりこの国で食糧をつくっていく意義というのを、国土保全も含めて、国民消費者の皆さん全体が、都市の人と一緒に食糧のことを、当事者意識を持つようになることを望んでいます。そして、生産者については、やはり喜びを持ちながら、営み続ける力となる支援策であるということも望んでいます。

以上です。

○形岡畜産総合推進室長 ありがとうございます。

金井委員、お願いいたします。

○金井委員 全中の金井です。

まずは、31年度畜産物生産価格についてであります。肉用子牛の新しい保証基準価格についてであります。私ども、地域を支える中小規模とか家族経営ということにしっかり御配慮いただきたいという形で申し上げてまいりましたけれども、先ほどの説明によりますと、平均飼養頭数14.6頭であります。10頭規模以上層というのを捉えたということで、そういう御配慮をいただいたと認識しています。また、酪肉近をふまえ、しっかり出荷月齢や分娩間隔の短縮など、生産性向上を織り込んだ上手い方法だというふうに思っております。

また、心配なことは、特にこの31年度というのは、TPP11が今月発効し、日EUが2月に発効し、TAG交渉が進められているという中であります。そういう意味では、大きな転換点でありまして、将来的には、例えば16年目に輸入牛肉が9%まで削減されるという状況も見えているわけでありまして、そうしますと、やはり今回特に、この初年度の保証

基準価格というのは発射台でありますので、いずれにいたしましても、法律上は肉用子牛の再生産の確保するというふうになっておりますので、もしも、将来予期せぬことが生じたときは、また改めて見直すということも明らかにしていただきたいと、明確にしてもらいたいというふうに思います。

あと、肥育のほうから見たら、今、素畜価格が非常に高騰していますので、繁殖基盤の強化とか、省力化をしっかりと進めていただいて、効率的な子牛生産というのをぜひ進めるような対策をお願いしたいというふうに思います。

次に、加工原料乳の生産者補給金制度について、集送乳調整金であります。特に先ほどの試算の式の値を見ますと、変動率におきまして、昨今の運送経費、燃料費の高騰を反映されたものだというふうに受けとめております。

なお、数量に関しては、TPPや日EUにおきまして、バター・脱粉の低関税輸入枠が設定されてきますが、31年度のこのバターとか脱粉の輸入枠というのは、TPP枠や日EU枠の数量との関係はどうなるのかなというのを教えていただきたいというふうに思っております。

そのほか、これ以外の関連する事項であります。まずは畜産のクラスターや国産チーズ対策についてであります。しっかり予算の確保を、まずもってお願いしたいというふうに思いますし、継続的な対策として措置していただきたいというふうに思っております。

ただ、畜産クラスターについては、認可のスピードの問題とか、複数年でやってもらいたいとか、期限の延長とか、中小規模の実態を踏まえた対策とか、さまざまな現場の意見がありますので、柔軟に運用していただき、現場段階で硬直的な運用にならないよう、しっかり実務担当者も含めまして、取り組みを行っていただきたいというふうに思っています。

また、自給飼料の基盤の強化であります。重要な課題だと思っております。今、概算要求においても、公共牧場の有効活用や国産濃厚飼料の推進など盛り込んでいただいておりますが、やはり自給飼料対策をしっかりとやっていただきたいと思っております。

次に、家畜防疫対策と遺伝資源の流出防止対策であります。先日も申し上げましたが、4例目の豚コレラが発生して、うち2例は行政の施設で発生しております。我々の組織内からは、少し行政が緩んでいるのではないかという意見をもらっていますので、そういう面で、さらなる徹底をお願いしたいというふうに思います。また、受精卵が海外に持ち出された件については、かなり危機感を抱いていますが、少し抜本的な対応も考えていただ

きたいというふうに思っております。

最後に、次期酪肉近の検討についてであります。特に31年は、国際的な環境変化、TPPや日EU、TAG等があります。そういう、これからの大きな環境変化を十分踏まえる必要もありますし、近年の多発する自然災害の問題、あわせまして、インバウンドも非常に増えていまして、消費者意識の変化などなどを十分視点に置いて、検討していただきたいですし、今回の畜酪の議論で特徴的だったのは、成長一辺倒とか規模拡大一辺倒から、中小とか家族経営、地域を支える畜産・酪農家にしっかり光を当てていくということが今回の議論であり、少し変わってきたなという気がしました。ですので、そういうことを踏まえて、食料安全保障ということもありますが、多様性と持続性を踏まえた酪肉近の議論を是非していただきたいというふうに思います。

これから、離農する農家も大変多くなっていくというふうに言われますが、私どもも畜産経営継承対策というのをJAグループの資金を活用して取り組んでおりますので、そうした生産基盤の維持・拡大の取組も是非JAグループと一緒にやっていただきたいというふうに思っております。

最後になりますが、次期酪肉近の検討につきましては、規制改革会議のようなところでやるのではなく、専門家集団であるこの部会で積極的に議論を進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○形岡畜産総合推進室長 ありがとうございます。

続きまして、大山委員、お願いいたします。

○大山委員 大山です。よろしくお願いします。

事務局のほうで、御説明ありがとうございました。私のほうから、少し御質問をいくつかさせていただきたいというふうに思います。

1つは、加工原料乳のほうの生産者補給金のほうですけれども、今年度からこういう形になっているということですので、その前段で十分議論があったかとは思いますが、改めてちょっと教えていただきたいのは、集送乳に最低限必要な価格というものが一体どういうものを指しているのかとか、ちょっと平均価格ということであればわかるんですけれども、最低限必要な価格ということをどういうふうに確定していくのかということ、もし教えていただけたらというふうに思っております。

それと、肉用牛のほうですけれども、こちらのほうの補給金に関しましては、先ほどか

ら委員の皆さんもおっしゃっておられるように、やっぱりその規模ということに関して、検討会でもそうでしたし、一番重点を置かれて、皆さんが強調されていたということで、本日そういうことに対する具体的な数字というものが、今回出てきたわけですがけれども、その中で10頭規模層以上というところの生産費をとるということで案をお示しいただいたわけですがけれども、これ、10頭以上、上限が何頭の規模を今回取り上げて、これを計算していくのかということ、一つお伺いしたいと思います。

というのは、10頭~20頭ということであれば、それほど大きなあれはないんでしょうけれども、10頭~50頭、100頭となってくると、多少やっぱり生産経営の実態というのも異なってくるんじゃないかなというところで、そのあたり、どのあたりの層をとられたのかということをお伺いしたいと思いますし、また、今後、この頭数規模に関しましても、変化してくる可能性というものが十分考えられるわけで、そうなった場合に、これをどう考えていくのかということの基本的な方向性というものをお話しいただければというふうに思っております。

それと、もう一つ同様のことですがけれども、乳用種と交雑種のほうの基準価格に関しては、今回、13年間と。これは、見直しを行ったときからの数字ということなんだろうけれども、これも今後13年という形で固定して進めていくのかということについて、お考えをお聞かせいただければというふうに思っております。

以上です。

○三輪部会長 石澤委員は、御到着後という形でよろしいですか。

それでは、石澤委員は御到着後ということで、先にちょっと私のほうから、委員の立場としても、御意見を申し上げさせていただければなというふうに思います。

まず、先ほど、里井委員のほうからも御指摘いただきましたように、今回、本部会及び検討会で、これまでも増して、皆様方のお時間も長くいただきながら、慎重かつ大胆な検討をいただいたのかなというふうに感じております。

やはり、先ほどから、各委員の皆様方から言及いただいておりますように、TPP11であつたり、日EU・EPAであつたり、今後TAG等含めて、我が国の畜産・酪農を取り巻く環境が大きく変化している中で、やはり部会としてきちんとした議論をして、それをメッセージとして出していくということが非常に重要かと思っております。今回、皆様方からいただいた意見につきまして、意見の概要という形で世の中に対して公表していくということも、その一環なのかというふうに理解をしておるといふところでございます。

特に、今年度に関しましては、昨年度から引き続き、さまざまな制度の変更というところがございまして、そちらの変更内容について、農林水産省の皆様については、ぜひ引き続き御周知いただくとともに、そのときは制度の内容に加えまして、その意図というところをメッセージとして、ぜひお伝えいただければなというふうに思っております。

非常に、本部会の意見も踏まえていただきながら、畜産農家の方々、酪農家の方々が未来に対して希望を持って、営農を続けていただけるようなさまざまな施策がとられているかと思いますが、何分、非常に難しい制度が多々ございまして、そちらの内容だけだと、なかなかその現場の方々を支えるという意味合いであったり、メッセージというのが伝わりにくい部分があるかと思いますが、そここのところはぜひマスコミの方々を通してという部分もございまして、直接というところもあるかと思いますが、これで皆様方を支えていくんだと、より発展いただくんだということを、ぜひお伝えいただければなというふうに思っております。

そういうような観点から見ましても、非常に各委員から言及いただいておりますように、現状に則した、かつ、未来志向の非常に合理的な、客観的かつ合理的な改定を、各制度及び算定をいただいているのかなと感じておるところでございまして。

一方、今後TAG含めて、もしくはTPP11、EPAが実際に動き始めた段階で、今及び過去の単純な延長からは少し外れたような事態というのが起きる可能性もあろうかと思っております。先ほど、金井委員のほうからも御言及いただきましたが、単純に今の算定式等をずっと将来にわたって続けていくだけではなくて、やはり不測の事態であったり、大きな環境の変化があったときについては、制度自体を、本部会も含めまして、きちんと抜本的に見直すということも、やはり可能性としてはどうか、選択肢として、やはり明文化する部分は明文化をしていただくと。形はいろいろあろうかと思っております。ということをお願いしたいなというふうに思っておるところでございまして。やはり、大きな国際情勢の変化等も想定に入れなければいけないような時代が来ておるのかなというふうに感じておるところでございまして。

あとは、今回、まさにTPP11等の外的要因の変化に対する対応策に加えまして、もう一つの本論といたしましては、やはり畜産農家の方々、酪農家の方々の競争力であったりといったところを、足腰からよりサポートしていったら、強くなつていただくというところもあろうかと思っております。

その中でいきますと、1つは近代的な設備であって、さまざまな先端技術を含めました、

今効率化の策が畜産クラスター、もしくは楽酪事業とか、楽酪GO事業等で進めていただいているところですが、現場の農業者の方々からお話をいただきますと、やはりその将来的な持続性であったり、もしくは、先ほども金井委員から御指摘いただきましたように、さまざまな手続等のスピード感等については、少し営農の現場から不満の声も漏れ伝わってきておるといところでございます。何分、予算の特性上、お答えは難しいところもあろうかと思いますが、ぜひ現場の実態及びニーズに合わせた運用をお願いできればというふうに考えておるといところでございます。

もう一つ、国産飼料につきましては、最近、国産飼料を活用した各種食用肉類でありましたり、鶏卵、乳製品等のブランディングを進めるような、もしくは地域の特産品化というのが進んでおるとい思いますので、ぜひそういうふうな動きは、国産飼料に対する補助とセットになる形で、農水省全体でお願いしたいといところでございます。

例えば、国産飼料を使った畜産品等について、今、表示の部分に関して、ルール部分の部分がなかったり、もしくはそういうようなものを積極的にPRする場がなかったりといところで、国産飼料を使っているというふうなところが、十分に消費者の方々に対する価値訴求につながっていない部分があって、こちらは非常にもったいない部分だなといふうに思っております。国産飼料を食べて育った肉であったりとか、卵であったり、牛畜といふのは、まさに地域の総力を結集して消費者に価値を届けるという非常に重要な、地域ぐるみの商品だといふうに思いますので、そういうようなところをぜひ、国産の食材に対するプロモーション支援等に上乘せする形でPRできるようなことをご検討いただければ幸いです。

あと、最後に1点でございますが、国産の牛肉、特に和牛につきましては、今後、海外からの牛肉輸入との競争というのが、より一層激しくなってくるところでございます。その中で1点気になっておりますのが、各種制度ができる前の時点で、海外のほうに持ち出されました遺伝資源というのは、これまでも各種マスコミで報道されておりますが、そういうようなものが実際に、今日本のほうに、我が国のほうにも輸入をされている状況でございます。こちらに関して、きちんと法律にのっとりながらの表示であるということは重々承知しておりますが、法律等に精通していない消費者の方が御覧になると、これは和牛なのかといふふうに誤解が生じるようなプロモーションの仕方を、言葉は語弊があるのかもしれませんが、ぎりぎりのラインで商品のPRをされているような事例をいくつか散見されるといところでございますので、やはりそういうようなところについては、今後

のルールづくり等を含めまして、消費者庁との連携という形になろうかと思いますが、和牛を引き継ぐとか、和牛のよさを引き継いだとか、何かそういうような表示をいくつか見てまいりましたが、非常に混同しやすいところかなというふうに思っております。

あと、もう一つは、先般、しきりと報道されておりますが、各種日本の畜産品等の遺伝資源の海外への流出ということで、先日は水際でというところでございしましたが、引き続き、ご留意いただければ幸いです。

以上でございます。

それでは、石澤委員については、御到着後に改めまして御意見いただくという形で、それでは、それに先立ちまして、事務局の皆様方から、各委員の御意見、御質問に対して、御回答いただければと思います。よろしく願いいたします。

○望月食肉鶏卵課長 では、まず、私のほうから、お答えをしたいと思います。

藤嶋委員のほうから、今回の保証基準価格の算定見直しの価格の根拠、経営の実情に合わせたものになっているかどうかというお話をいただきました。これにつきましては、従来は、昭和58年2月から平成2年1月までの7年間、自由化前の7年間の販売価格をベースとしていたわけでございますけれども、もともこの保証基準価格というのは、再生産を確保するために設定されるものだということが法律上位置づけられています。そうなりますと、再生産の確保といいますと、やはり生産費が一番これにかなっているのではないかということでございまして、今回は自由化前7年間の販売価格を、直近7年間の生産費に変えたということでございます。

それから、小規模農家の計算根拠というお話をいただきました。これにつきましては、酪肉近の目標におきましては、30頭規模の経営体を目指すべきだと位置づけられております。一方で、今現在の平均規模頭数が14.6頭でございまして、これをいきなり30頭にしろといっても無理な話でございます。また、先ほどの議論でも出ておりましたけれども、10頭を下回る、つまり9頭以下層が全体の63%を占めております。この層が中山間地域で経営をすることによって、国土の保全にも寄与しているということを考慮しなければなりません。しかし一方で、9頭、5頭を政策の中心に置いていいかどうかにつきましては、キャトルステーション等の整備を通じて、地域全体で飼養頭数を拡大していく政策を講じています。こうしたことを総合的に考えてみたときに、やはり10頭以上層の全部平均値をとるのが適切ではないかということで、今回はこのような形にさせていただいたということでございます。

それから、輸送費が入っているのかとお話がありました。具体的に申し上げますと、資料の10ページに市場取引価格換算係数というのがございます。いろいろ書いていますが、簡単に言いますと、農家の庭先から家畜市場に持っていくまでの輸送コストなり、手数料を考えて算出するものでございまして、当然その中には、藤嶋委員の御指摘の輸送コストも入っているということでございます。

それから、築道委員から、繁殖雌牛が増頭した理由は何かと、その有効対策は何だったのかというお話をいただきました。繁殖雌牛につきましては、平成27年に58万頭というボトムを迎えたわけですが、そこから、28、29、30と3年連続増頭して、今現在61万頭まで増えてきております。この理由といたしましては、まずは、繁殖雌牛を増頭するに当たりまして、1頭当たり8万円あるいは10万円という導入費支援を行ったこと。それから、2つ目は、先ほど申し上げましたが、いわゆる自分のところで飼っていると大変なので、キャトルステーションやキャトルブリーディングステーションといった「保育園」を整備しております。そうすることによって、自分の牛舎が空きますから、そこで拡大をする余地があるといったことを進めております。それから、ホルスタインやF1のお腹を借りて、和牛の受精卵を移植することによって、和子牛を増やしていく。こういったことをやっていっているところでございまして、これらの施策が総合的に機能し、ここまで増頭してきたと思っております。

それから、小谷委員から、今回の保証基準価格が長い意味で生産者の励みになるかどうか、一方で、消費者のことも考えているかどうかとお話をいただきました。まず今現在の生産費をベースとすることに仕組みを変えたということからすれば、生産者の方は、実際の自分のコストが反映されているということで励みになっているということが言えると思います。今現在は、2階建てとなっており、資料でいきますと2ページでございまして、1階が34万1,000円、2階が46万円。この46万円の部分が、今回53万1,000円に引き上がりまして、この上がり幅自体については生産者の方には満足していただけていると思っております。

その一方で、消費者の視点でございまして、あまりにも小規模、小規模と強調し過ぎますと、例えば2頭の人はどうするのか、5頭も入れようじゃないかということになりますと、まさに政策として、どこを目指しているか分からないという話になりますので、我々、今回そういった層につきましては、誠に申しわけありませんが、算定の根拠である労働費の対象から外しまして、あくまでも10頭以上層の労働費を取ったということで消費者の

方々の御理解をいただきたいと思っているところでございます。

それから、金井委員から、もしも国際的な情勢が大きく変化したときにどうするのかというお話がございましたが、法律上の位置づけは、保証基準価格は生産条件、経済事情をしっかりと勘案して定めるとなっております。特に、生産条件、経済事情で大きいのは国際情勢の変化でございますので、国際情勢が大きく変化した場合には、現行の式そのもののあり方も含めて見直すということが、法律上位置づけられていると考えているところでございます。

それから、効率的な繁殖雌牛による子牛の生産をお願いしたいとお話をいただきました。これにつきましては、先ほど申し上げているキャトルステーション、キャトルブリーディングステーションのほかに、TMRセンターを活用して、餌を給食方式で供給するとか、発情発見装置、あるいは哺乳ロボットといったICTの技術を活用して、なるべく人間の力だけでなく、機械の力も頼りながら、効率化を図っていくということでございます。

それから、大山委員から、先ほど、もともとの発射台を固定するのかどうかというお話もいただきました。今もお答え申し上げましたけれども、発射台そのものも、もともとは再生産を確保するため、どのような方式がいいのかというところから考えることからすれば、再生産確保を図るために必要な見直しを行う必要が生じた場合には、発射台そのものも見直していくということでございます。

それから、三輪委員から、和牛の表示の話をいただきました。現在、国内で和牛と表示できるのは黒毛、褐毛、それから岩手の短角、無角という4種類と、その4種類の掛け合わせの牛だけでございます。これに違反した場合には、100万円の違約金がとられるという制度がありまして、国内の生産者には、このような不正表示を犯してまで和牛と名乗る業者はいないということでございます。

むしろ、我々、心配しておりますのは、海外で、いわゆる英語表示のWAGYUという表示されたオーストラリア産のが出回っていますけれども、これにつきましては、日本産の和牛とオーストラリア産のWAGYUの区別をするために、統一ロゴマークをつけまして、これは全然違う商品だということをアピールしているところでございます。

そして、最近では、輸出品にバーコードを付け、生産履歴を追えるような形もとった上で、海外の方々にも日本の和牛というのを、本物をアピールしていきたいと考えています。

○水野牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。

何点か御質問いただいたかと思えます。

まず、宮原委員のほうから、風味問題の関係で適切な指導をとということでございます。まさにそのとおりだと思ってございます。風味問題には、前回の委員会の中には、金井委員のほうからもいただきましたけれども、風味問題が衛生問題にもつながりかねないということもございますので、特にこれは厚生労働省とも連携しながら、また、その業界の皆さんと連携しながら、適切な対応をしていきたいというふうに思っております。

次に、小谷委員のほうから、集送乳調整金のことで、小さな農家さんのところまでちゃんと回って、そういうものが反映されているよねということでございます。資料の1ページにございますように、指定事業者が集送乳に通常要する経費の額というふうなものを見てございます。指定事業者は、あまねく集送乳しなければいけないということでございますので、当然1軒、2軒のところも完全に行かなければならないということになっていきますので、そのコストはきちんとこの中に織り込んでございますので、御指摘のあった1軒、2軒の農家のところを取り除いて、ここの中に反映させるとか、そういうことはなくて、きちんとその部分は算定上織り込まれてございますので、御安心いただきたいというふうに思います。

次に、金井委員のほうから、TPPや日EUの際のバターとか脱脂粉乳の輸入枠というところが、総交付対象数量にどういう影響を与えるのだということでございますけれども、総交付対象数量は、先ほども御説明したところでございますけれども、基本的には需要量とその消費量の関係で見てございますので、簡単に言えば、日EU及びTPPの関税割当数量というのは、総交付対象数量に影響しないように見ております。なので、これが入ってくると、御心配なのは総交付対象数量が減るのではないかとということだと思っておりますけれども、現時点ではその要調整数量の中で読み込んでいるので、そのところに影響はないと思っておりますし、算定上も今そこを織り込まないで、生産が目いっぱいできるように算定をしているところでございます。

次に、また金井委員のほうから、チーズ対策のことも御指摘いただきましたけれども、これも、我々全力で、また来年以降も、というか今年度ですか、今年度も精一杯頑張りたいというふうに思っております。

あと、大山委員のほうから、集送乳調整金のことで、最低限必要な価格って何のことだということでございましたけれども、これは基本的に最も効率的に行われている地域の単価ということで、場所は言いませんけれども、最も安いところをとっているということで、そこに織り込んでいるということでございます。

次に、三輪委員のほうから、国際環境の変化に応じた制度の見直しもちゃんとやっていくべきではないかという御意見もいただきましたけれども、これはまさにそのとおりだと思っておりますし、我々もTPPの始まる前に、平成29年の段階で生クリームを、今回の補給金の対象にして、単価も一本化した上で、需要に応じた生産がしやすいようにということで制度改正しておりますし、今後、国際環境に応じて、何か手当てをしなければならないときには、当然のごとく、この場で御議論いただいた上で、新しい制度を考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○犬飼飼料課長 飼料課長でございます。

宮原委員から、牛乳の風味の変化に関する取組のお話がありました。餌、それから飼養管理、こういったものの結果として、風味の変化ということにつながっていくということがございますので、いろいろと御協力をいただきながら、飼料生産あるいは飼養管理の面からも、行政としてもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

それから、里井委員のほうから、大地の恵みをしっかりと消費者に届けるということが、国産食材としての価値を増すのではないかとといった御趣旨の御意見をいただきました。

それから、小谷委員からは、目先だけではなくて、この国で畜産物をつくっていくことの意義ということをしっかりと説明をしていくことが、消費者の理解に向けた取組につながるのではないかと御趣旨の御意見をいただきました。

まさしくそこが、自給飼料をしっかりと作って、これを使って品質の高い国産畜産物を作っていくということにあると思っておりますので、自給飼料生産もしっかりとやっていきたいと考えております。

金井委員からは、そのためのいろいろな基盤対策、そういったことをしっかりとやるようにという御意見をいただきました。私ども、どちらかというと、主旋律を奏でるような形でなかなか注目をされない部分はありますけれども、まさしくこれが生産基盤ということでございますので、予算もしっかりと確保して、それが農業者に使いやすい形で使われるように努力をしていきたいと思っております。

それから、三輪委員から、国産飼料を活用したもののブランド化、これが施策とセットになるような形でやっていく必要があるのではないかと御指摘をいただきました。例えば、米を使った畜産物の生産に関しましては、政策統括官サイドの予算になりますけれども、米活用畜産物等全国展開事業の中で、お米で育った畜産物ですというロゴマークを

つくって普及させるとか、そういった優良事例を紹介をするという取組を行っているところでございます。

また、この間、小谷委員からちょっとお話がございまして、前回部長からお話をしたように思いますが、日本草地畜産種子協会では、放牧をして生産をした畜産物ということで、放牧に取り組む牧場を放牧畜産実践牧場として認定をして、そこでつくられた畜産物を認証して、差別化をしていくということ。あるいは、必ずしも自給飼料ということにはなりませんけれども、エコフィードを使ってつくった餌や、それから畜産物を中央畜産会で認証をするという取組がございまして、こういったものの仕組みそのものは民間がやっておりますけれども、立ち上げの部分については、これまで予算などで応援をしてきたことがございまして、ただし、私自身も、自分が買い物に行って、こういった表示のあるものを簡単に買える状況にはないということがございまして、さらにこういった取組が進んで、消費者の方々にも支援をしていただけるように努力をしてまいりたいと思います。

私からは以上でございまして。

○伏見畜産振興課長 畜産振興課長の伏見でございまして。

小谷委員のほうから、生産者の支援、それ以外支援はないのかという話、あと、確認として、条件不利地域農家に対しても支援があるんですねという確認がございましたが、事業自体たくさんありますし、対策もあります、特によく我々も聞かれますけれども、まず農政局とかそういった各担当のほうで相談窓口がございまして、具体的なことを言っていただければということがありますが、農林水産省のホームページにも、畜産部のホームページをよく見ていただきますと、それぞれどういう使い勝手のいい事業があるかというのは示してありますので、対応しております。

あと、金井委員、それと三輪部会長のほうからありましたが、和牛受精卵の不正持ち出しということがありまして、その件に関しましては、和牛は我が国固有の重要な財産であるということは認識しておりまして、生産者団体等も精液や受精卵を含む和牛の遺伝資源の輸出自粛という形で取り組んでおります。農林水産省といたしましても、和牛受精卵が不正に海外に持ち出された事案への厳正に対処していくとともに、全国の人工授精所等に対して、和牛遺伝子の保護に関する理解醸成と精液等の適正な流通管理の徹底に取り組んでいるところであります。今後とも、生産者団体と連携しながら、またどこかに課題がないか等も考えまして、しっかりと適切に対応してまいりたいと思っております。

あと、三輪部会長のほうから、近代的な設備導入ということでICT給付とか、クラス

ター、酪酪というのは、皆さんから評判がいいわけですがけれども、部会長御指摘のとおり、使い勝手が悪いというお声は我々もお聞きします。それで、我々も、ただ待っているだけではなくて、まず事業開始の時期を早くするような事務手続をするということが1つですがけれども、来年の1月から事業説明会等を通じまして、実際にどこが使い勝手が悪いのかということをお聞きして、迅速に対応していきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○坂畜産企画課長 畜産企画課長、坂でございます。遅参して、大変失礼いたしました。

委員の御指摘のうち、私から何点か御説明申し上げます。

金井委員から御指摘ございました、畜産クラスター事業の関係でございます。この事業は、最近の畜産部の所管している予算事業の中で最も規模が大きい部類のものでございまして、広く使われておりますけれども、一方で、その使い勝手の面で指摘の多い事業でもございます。

先ほどの、伏見課長からの御説明と重複する部分もございすけれども、一度現場レベルで、一体どのような御注文をいただいているのかをよく集約し、事情をよく伺いして、それに対して国としてどういうことができるか、あるいは、既に措置しているのに周知不足のものもあるのではないかと指摘も受けておりますので、そういった点も含めて、よく意見を交換させていただいて、特に中小規模の家族経営の方などを念頭に置いて、使いやすいようにという方向での工夫をさせていただきたいと思っております。

次に、酪肉近の関係でも御指摘いただきました。御指摘があった国際環境の変化、それから自然災害もございました。御指摘のとおり、最近の畜産をめぐる情勢、5年前などとは変わってきているのかもしれない。次の酪肉近見直しのときには、そういった最近の畜産・酪農をめぐる情勢をよく踏まえた上で、策定できるように検討していきたいと思っております。

なお、酪肉近の検討は、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞かなければならない旨、法律で定められておりますので、本部会での御審議をお願いすることになるかと思っております。

それから、離農する農家の方の牛舎の有効活用の御指摘もいただいたと伺いました。この点、農水省のほうでも、おやめになる方と、それから新規に参入なさりたい方のマッチングをいかにうまくやるかという課題があるのは、御指摘のとおりでございます。いろいろな事業の運用の過程で、それをうまく実現できないかと考えておりますので、工夫をした

いと思っております。

では、私からは以上でございます。

○沖田国際衛生対策室長 それでは、家畜衛生に関する御質問ございましたので、お答えをしたいと思います。

本日、本来ですと、当課の課長熊谷がここに出席をして、御説明申し上げるところですが、大変申しわけありません。所用で、私、国際衛生対策室の沖田がかわりに出席しておりますので、御説明をしたいと思います。

築道委員それから金井委員から、岐阜の豚コレラの件につきまして、築道委員からは野生への感染が広がって、それに対する対策、あるいは金井委員からは、行政の施設がその4例の中に含まれているというような御指摘をいただいております。

この豚コレラの対策につきましては、特に野生については、野生イノシシで既に、現在までに73頭の陽性例を確認しているところでございます。岐阜県では、これらの野生イノシシと、まず家畜豚が接触をしないようにすることを徹底するために、飼養衛生管理基準の徹底、それから養豚場の周りのバイオセキュリティの向上、電気柵を設置する、あるいは消毒をきちんとやるといったような対策をして、農場に入れないということの対策をし、一方でまた、この野生のイノシシにおける感染の蔓延を防ぐために、野生のイノシシの、くくり罠を設置して浸潤状況の把握とともに個体数を削減する、それから生息域周辺での防護柵設置、緩衝帯の整備といったような対策、あるいは、岐阜県あるいは愛知県の一部においては狩猟を制限する。狩猟をすると、イノシシが散ってしまうという、さらに拡散して、病気が拡散する可能性もあるので、狩猟を制限するといった対策を、これは都道府県、それから関係者、猟友会といった関係者の方とも連携しながら、野生の対策には取り組んでいるところでございます。

また、当然、養豚場においても、先ほど言ったような飼養衛生管理の徹底とともに、この感染のルートというか、原因がどういうところだったのかということは、拡大疫学調査チームを設置して、これを調べているところでございます。来週にも、拡大疫学調査チーム、会合を開きますけれども、そういったところでどういうふうに伝わったのか、こういったことをしっかりと調べ、取りまとめはできるだけ早く行いたいと思っておりますが、そういうこともいたしながら、きちんとした対応、これは都道府県とも連携をいたしまして、取り組んでまいりたいと思っております。

また、築道委員からは、水際の対策についても、これは中国におけるアフリカ豚コレラ、アフリカ豚コレラと豚コレラは別の病気ですけれども、アフリカ豚コレラという病気が中国あるいは東ヨーロッパでも広がっているわけですが、そういったアフリカ豚コレラを入れないための対策としては、まずは水際の対策で、これは関係省庁、税関等々の関係省庁等とも連携をしておりますが、航空会社にもお願いをして、例えば中国から来る便に、もし乗られた御経験のある委員の方がいらっしゃったら、もしかしたらお聞きになられたことがあるかもしれませんが、機内アナウンスによって、中国から日本へは畜産物は持ち込めませんということを日本語、中国語、英語、3カ国語で説明をするといった協力を依頼して、持ち込まないようにする。そして、もちろん動物検疫においても、中国からの便を中心に、検疫探知犬による探知活動で畜産物、携行品から畜産物を摘発する。あるいは旅客に対して口頭質問、これは家畜防疫官による口頭質問をして、畜産物を持っていませんかとか、畜産施設に立ち寄った経験はありませんか、あるいは帰った後、畜産農家そういったところに立ち寄る御予定はありますかといったような質問によって、この病気を持ち込まないようにするという取組は、これは引き続き徹底をしてまいりたいと考えております。

○三輪部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、石澤委員、御到着されましたので、改めまして、御意見のほうをいただければと思います。よろしく申し上げます。

○石澤委員 遅くなりまして、失礼いたしました。

まず今回の乳価の件と子牛の価格の件に関しては、私はこの時期、いろいろ課題もあるとは思いますが、やはり厳しい状況の中ではぜひ——本当はもう少し上げていたきたいですけれども、ありがとうございます。

これとはまた違いますけれども、今、たまたま衛生管理のお話が出ましたけれども、本当に我々畜産関係の中では非常に、特にアフリカ豚コレラの問題なんかは気にしております。我々も海外に行くこともありますので、帰ってくれば、着るものも靴もみんな履き替えてしまって全部捨ててきたりとか、そういうようなことをやっています。成田空港での衛生管理とか、先日も相変わらずきちんとやられていますので、本当に感謝しておりますが、今後とも引き続き続けていただければと思います。

それから食肉の持ち込み等ですけれども、何かもっといい方法がないのかなと思います。たまたまから見つかったらよかったようなものの、もっとその辺、抜けている部分等があ

るのではないかなと思って、ちょっと心配しております。その辺、またあまり忙しくなっても大変でしょうけれども、これから気の抜けない毎日が続くかと思えますけれども、今後とも衛生管理、よろしく願いいたします。

あと、先ほどありました、私もちょうどお話ししたいなと思ったのは新規参入の件なんですけれども、やはり今、特に畜産関係は新規参入するというのは非常にハードルの高いことでして、ただ、ある程度の教育とかやり方というのは、マーケティングの方法やら技術指導やら、そういうものがしっかり教育が行き届けば、私はこの仕事というのは、まだまだ可能性があるのかなというような気がしています。

他の農産物と比較しても、畜産というのはしっかりとした管理と、そういう経営手法をもってやっていけば成り立つ事業じゃないかと思えますので、今後ますます、牛乳なんかは特にそうでしょうけれども、今後続けていく方とかが少なくなっていく中では、こういう教育にもう少し力を入れていく。いろいろな農業の学校がありますけれども、やはりそういう経営がしっかりできること、あと技術がしっかり学べること、あと販売面のところでの学びができるような、そういう学校を。今、経営大学校がありますけれども、さらにそこにもう少し現場の手を加えていただいて発展的に学校を進めていく、そういうような仕組みができないかなと常々考えておりましたので、もちろん辞められる方からそういうのを引き継ぐのもよろしいんですけれども、やはりしっかりした経営手法を身につけていかないと、幾らお金を出しても、下手すれば無駄金に——表現が悪いですが、なりかねないし、やった方も不幸になる可能性もありますので、ぜひその辺をみんなの知恵を生かして出していければなと思えます。

あと、もう一つマッチングの件でいくと、先日も調べていただいて、化学肥料の輸入と畜産堆肥の問題ですけれども、この辺がなかなかまだマッチングがうまくいっていない。先日もあるお茶屋さんとお話ししたんですけれども、お茶は絶対に畜糞尿は使わないというようなお話をされていたんですけれども、やはり昔からの誤解みたいなものがあって、使い方さえ間違わなければ問題ないのでしょうかけれども、この辺についてもしっかりとやっていくと、堆肥場をしっかりと整備されるというのはすばらしいことだと思います。ただ、幾ら立派な堆肥場があってもそのはけ口がないと問題になりますし、そのはけ口も渋々使っていていただくのではなくて、喜んで使っていただけるような指導方法みたいなものが何か必要な気がします。特にいろいろな誤解、畜糞尿に関する誤解とかも今後解いていかなきゃいけないものじゃないかなと思っています。

話はそれですけれども、卵なんかの場合も、コレステロールの問題がなくなったら、このところ消費も随分伸びていますので、確かに良質のたん白質ですので、その誤解が解けてよかったんですけれども、次はやはり糞尿。中小対策をやっていく上でも特に必要なこと。新規参入される方にとっても必要だと思います。理想だけではなかなかうまくいかないというのも私もよく感じておりますので、ぜひそのあたりも畜産部会のこういうような話をもとにできれば、農水省の皆さん、本当に大変かと思っておりますけれども、よろしく願いしたいと思います。

遅くなって、いろいろなお話をさせていただきましたけれども、今日はよろしく願いいたします。

○三輪部会長 石澤委員、ありがとうございました。

では、石澤委員の御意見及び御質問に関しまして、事務局側から御説明等がございましたら、よろしく願いします。

○坂畜産企画課長 畜産企画課長でございます。石澤委員の御指摘のうち、私から新規参入関係について、御説明申し上げます。

御指摘のとおり、特に畜産・酪農に新規就農なさるに当たっては、最初の投資がたくさんいること、経営、技術面での知識・技能が必要なことなど、いろいろな課題が多くございます。

御指摘にありました、各地の畜産関連の教育機関には、農業高校や農業者大学校など、いろいろなものがございますし、畜産部の予算事業の中で研修施設の整備もありますので、資金面については、各種補助事業や融資事業による費用負担の軽減などの対策を講じております。

それはいろいろな組み合わせでやっていくしかないのかもしれませんが、特に大学校とか学校教育関係は畜産部とは別の行政組織でやっている部分もありますので、よく連携をとった上で何ができるか、考えてまいりたいと思います。

十分な答えになっておらず恐縮ですが、以上でございます。

○伏見畜産振興課長 振興課長でございます。

今、石澤委員のほうから堆肥、肥料の関係がございまして、いろいろなマッチングというのにも限界がありますし、それはもちろんやらなきゃいけないことですが、有効利用で何があるかということは、化学肥料だけではなくて堆肥も混ぜた形で混合肥料という形でできないかということで、一つは今、石澤委員が思っただけのこととは合っていない

かもしれませんが、混合堆肥複合肥料というのが新設されたりしまして、それで今、肥料を担当している部局とも相談しているところですが、そういうことでどんどん堆肥を使っていただくような形。堆肥を使って肥料会社等が製造していただくような形に向けられないかなと思っております。

あとは、お茶などのほうは理解がされていないのではないかというお話がありまして、私どももそれは感じておりまして、ただ、強制するわけにもいかないもので、毎年、畜産環境機構が主体となってセミナーを開いていただいていますので、まだテーマが決まっていませんけれども、そういう御意見を取り入れて、誤解をしているようなことがあれば解消できるような、うまい説明ができないかなと今思いましたので、そこは御意見を受け入れた上でテーマをどうするかということと団体とも相談しながら考えていきたいと思っております。

○沖田国際衛生対策室長 石澤委員から重ねて水際の対策についてありましたので、先ほどのお答えと重複するところもあるかと思いますが、我々ができるところは、考えられるところは手当てをしていきたいというふうに考えております。

例えば先ほど説明しなかった中で、飛行機とか船で出される食事の残り、いわゆる食物残渣みたいなもの、こういったものが日本に持ち込まれるということになると、当然これは畜産物の持ち込みというのと同じになります。こういったところの適正な処理、これは確実にちゃんと包んだ上で確実に焼くとか、そういったことの対策等はしっかりとやっているところです。

あるいは、飛行機だけではなくて、最近ではクルーズ船ということで、中国から観光客が船でやってくるというところも随分あります。そういう対策についても、そのこの場に、例えばそこが指定港であれば——指定港というのは動物検疫ができる港ですが、指定港であれば、動物検疫の家畜防疫官が行って検疫をきちんとやる。指定港でもない場合でも税関、あるいはフェリー会社、船会社等に協力を要請して、そういったものを持ち込まないようにするといった対策、我々ができるところはしっかりと対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○三輪部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、本日、十分な議論を尽くすという観点から御議論の時間を長めにとっておりますので、今御説明いただいた点に関しまして、各委員のほうから追加で御意見、御質問等がございましたら、ぜひいただきたく存じますが、いかがでしょうか。御意見等ございます委員の方は挙手をいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

お願いいたします。

○藤嶋委員 飼料用米のことが議論されておりましたけれども、なかなか我々、飼料工業会の立場でも飼料用米というのは非常に重要な供給源として必要性を感じております。ただ、今年なんかは、必要量の40万トン、60万トン台が必要とされていたんですけども、価格の高騰で、意外とお米が高かった、従って食用米に流れてしまう。どうしても飼料用米は調整弁に使われてしまうという傾向が強いですよね。いろいろ考えてはいるんですけども、名前がひょっとして悪いのかなと、飼料用米という。

国内畜産というのは大変重要な産業ですけども、ネーミング上、国内畜産というのは消費者の耳に訴えるものがある。いわゆる六次化ですよね。この飼料用米というから、農家の方のモチベーションが湧かないのかなと。どうしても食用のお米に傾いてしまう。マーケットがよくなれば、適宜そっちに振り替わってしまう。これは経済行為なので仕方ないんですけども。

ただ、それと国内畜産の飼料用米を使った畜産物の優位性というのはそんなに差はないわけですよね。ほかの飼料添加物とか有機栽培とかいろいろなやり方で国産というプレステージを上げていかないといけない中で、そんなにインパクトとしては多くない。皆さんの思いはわかるんですけども。いろいろな農家の方が工夫されておいしいものをつくっておられる。その中の飼料用米というのは、やはり価格形成上、どうしても必要な要素なんですよ。

ただ、安定供給さえあれば、申し上げたいのは、かなり可能性のある原料の供給源でございまして、この辺を行政と、いつも申し上げているとおりですけども、行政と一体化して、どういう形で農家の方にモチベーションを上げていくか。やはり一定の量を確保できるような流通の仕組みというものをつくり上げていければ、お米の対策にもなりますし、国内畜産の需要喚起にもなると思うんですけども、いわゆる安定供給というのがいまいち、なかなか生産者と我々、飼料業界でございまして、それから生産者につながりができてこない。この辺をまた知恵を出し合って、例えば飼料用米という言葉が悪ければ、国内畜産特別米とか、そんないいかげんな言い方はいけないかもしれないですけども、やはり農家の方がつくって、消費者のために役立つよということをどうやって業界、喚起していくかということを考えていきたいと思っています。

だからやはりこの飼料用米については、唱えはいいですけども、実効がなかなか伴わない。これを実効が伴うような供給体制をぜひ行政と一体となつてつくり上げていきたい

と考えています。

さっきは価格のことでコメント申し上げたんですけれども、今、議論になりましたので追加させていただきます。ありがとうございます。

○三輪部会長 藤嶋委員、ありがとうございました。

それでは今の件に関して、まず追加の御意見があれば、ほかの委員から。

小谷委員、お願いいたします。

○小谷委員 私も先ほど急いで意見を言ったので、今、飼料用米の話と、あと自給飼料のお話も前回言ったので今日は差し控えていたんですけれども、先ほど石澤委員もおっしゃった、循環型の堆肥のこともそうなんですけれども、せっかく畜産部会ですので、国の畜産の考え方としては、私も飼料用米、自給飼料が最も大事だと思っています。

ちょうど今いろいろ動きがある中で、棚田法案が進んでいる話を聞いたので、中山間地の棚田の取材も私はよくしているんですけれども、昔は棚田に牛が1頭、2頭いたような、いわゆる耕畜連携がおのずとできていた仕組みがあったわけですね。これからの、部会長もおっしゃった未来志向ということ考えたときに持続可能な生産という意味でも、よく言われているのは、農業に多様な主体が参画するということです。その一つがロボットであり、あるいは外国人労働者であり、酪農ヘルパーのような専門家もいますし、別の主体としては都市農村交流のような、都市の人がオーナーになったり、体験や教育で農にかかわるという考え方があるんですけれども、私が一番申し上げたいのは、家畜が多様な主体の一つとして耕してくれるんだという、その視点を畜産が日本の農業に、日本の農地に何ができるかというような包括的な視点で考えていけば、未来は明るいと思います。

追加ですけれども、以上です。

○三輪部会長 小谷委員、ありがとうございます。

ほかに国産飼料等について、石澤委員、お願いいたします。

○石澤委員 飼料用米の件では、3月にブランド化ということでの集まりがありますけれども、少し先ほどもお話がありましたけれども、ブランド化という言葉というのが果たして適切なのかどうなのか。本来は今、小谷委員もお話しされましたように、地域との循環というか、そういうつながりの中で水田を有効活用していきましょうという流れから始まったのが飼料用米ではないかなと思いますし、海外の餌が高くなったときに、その対応策として国内でつくっておくということは大切なのではないのか。

あまり食料防衛みたいなお話をすると誤解を招くといけませんので、あれですけれども、

やはりある水田を有効活用している、その姿そのものをもっと力を入れていって評価していくことが大事なような気がします。ただ、ブランド化して高く売ったとか、私もそういうのをやりましたけれども、ただ、それだけではなくて、その地域と一緒に密着して取り組んでいる、その部分がいかんやられているのか。そうしていかないと、ただ価格が高い、安いだけのお話になっちゃって誤解を招くことになると思いますので、ぜひその部分をもう少し、表彰されるのであれば、組み込んだ表彰の仕方をしていただければいいなと思います。審査とか、やっていただければと思います。

マイクをいただいたついでに一つ言わせていただきたいんですけども、今、堆肥もいろいろな堆肥があって、農家の方も使いやすい堆肥と使いにくい堆肥という話が出てきます。例えば粉の状態、あと汚れた状態の堆肥だと、これはあまりどなたも取り扱いたくない。

ということでいくと、どういうことがあるかということ、例えばペレット化とか、そういうことをするのに非常に金額がかかります。こういうような肥料というのは、そんなに付加価値は出ないかもわかりませんが、やはりお互い使いやすい方向に持っていくためにも、何かそのあたりにもう少し国の手が加わっていくと、農家の方、率直に言えば、リースなのか、補助金なのか、あれですけども、そういうものが見えてくると、中小のそういうのに手を出せない方々も取り組んでいけるのではないかなと思います。

これはちょうど飼料用米ともかかわるものですから、一言つけ加えさせていただきます。

○三輪部会長 ありがとうございます。

では、私のほうからも1点です。

先ほど藤嶋委員から御指摘いただきましたように、国産の餌だからということだけで全てが解決するわけではないと思っておりまして、私のほうから1点御質問申し上げたいのが、飼料用米を使った場合の肉であったり、もしくは鶏卵等の食味及び栄養価等の向上の効果について、何かしらの国研等での成果が出ておりましたら、ぜひ教えていただければと思います。

それでは今、国産飼料、飼料用米等を重点的に御意見をいただきましたので、事務局のほうから何か御説明がございましたら、よろしく願いいたします。

○犬飼飼料課長 餌関係の御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。

まず飼料用米に関しまして、藤嶋委員から、飼料用米という言葉がモチベーションが湧かないのではないかという御意見がございました。私、先日、食糧部会にも出席をいたし

ました。その際に、染谷さんという千葉で非常に大規模に米をつくっておられる委員から御発言がありまして、当初は飼料用米という言葉に対して、そういうものをつくることに抵抗が大変あったというお話でございましたが、大規模な米生産を展開する上で収穫時期の違いとか、そういった全体的な管理の中で、大型の米農家にとっては飼料用米をつくるという行為はもはや欠かせない状態になっているという御発言がございました。

そういった意味で、飼料用米の生産をどういった規模の、どういう方が担っていくのかということもあるように思いますけれども、経営の中できちんと位置づけておられる方が、しっかりとつくっていただくということが必要なのだと思います。

一方で、石澤委員から、昔、ブランド化、差別化ということで取り組んだところがあったという御発言がありましたが、畜産農家と、米農家が直接に結びつく形で、Win-Winな形でそれぞれが収益を上げていくという意味では、中小規模の米農家さんや畜産農家さんが一体的な形で展開していくというやり方もあると思いますので、こういったものについては先ほどブランド化ということもありましたけれども、そういうことで支援をしていくのがよろしいのではないかと考えております。

ただ、飼料用米の取り組みの評価について、石澤委員から貴重な御意見をいただきましたので、御意見については、政策統括官ともよく相談したいと考えております。

家畜が多様な主体として何ができるのかという発信が必要だということを小谷委員から御指摘をいただきました。放牧ということで、専ら肉牛、繁殖雌牛を耕作放棄地や水田に放すということが、例えば行われておりますけれども、一方で、鳥獣害の視点から、非常に中小の綿山羊の人気があって、逆に綿山羊でなりわいを立てている畜産農家も子ヤギを飼えないという意見も聞いているというところでございます。

そういった意味で、いろいろなサイズの草地がございまして、そういったものをいろいろな形態の中でうまく使っていくということが必要だと思っておりますので、畜産部だけではなくて、鳥獣害をやるセクション、あるいは政策統括官サイド、そういった横のつながりもしっかりしながら、ある資源をうまく使って、そのことが地域に貢献していくという形になるように、いろいろと連携を密にして対応していきたいと思っております。

それから、石澤委員から、飼料用米はそもそも海外との関係でつくっておくとか、スタートが付加価値化ということだけではないのではないかと御意見がございました。政策統括官サイドで水田活用の交付金でいろいろと支援しているのも、水田の機能を維持して、今持っている機械で何ができるかという中で、飼料用米生産、あるいは稲WC Sの生

産というものを推進していくという流れでございますので、そのところは石澤委員から御指摘のあった方向性と、行政として目指しているものも一体的なのではないかと思っております。

それから堆肥ですけれども、最近、畜産局ではなくて生産局になりましたので、同期で耕種サイドの課長をやっている者ともいろいろな話をするんですけれども、耕種サイドでも野菜などで単に肥料というだけではなくて、土改剤といった意味からも非常に堆肥そのものに対する需要は大きいという話を聞いております。ただ、そのところに、畜種によって、特に牛は需要が高いけれども、ほかの畜種は牛とは少し需要が違うとか、そういった話も聞いておりますので、よく我々ベースでも情報交換をして、ある資源がお互いに価値のある形で使われるように、私たちとしても環境をつくっていきたいと思っております。

○伏見畜産振興課長 振興課のほうから、石澤委員は堆肥とか詳しいのでもう御存じかもしれませんが、ペレット化するためにエネルギーがかかってコストがアップするというのは当然のことでございますけれども、御紹介ですが、今研究開発中で肥料成分——肥料の効果ですね、発現パターンの異なる畜種別堆肥の簡易・低コストな造粒技術開発をして、作物の養分要求パターンに合わせた畜種別の堆肥粒造物の組み合わせによる施肥設計手法を開発中ということですので、これは環境機構のほうでやっております。これがより低コストでいいものがつくれば、これが普及していくと思っておりますので、我々も期待しているところでございます。

以上です。

○犬飼飼料課長 一つお答えが漏れているものがございました。

三輪委員から、飼料用米を使ったときの栄養成分の変化とか、そういったものに関する知見があればということでしたが、持ち合わせておりませんので、まとめてお時間をいただいて、改めて御説明に伺わせていただきたいと思います。

○三輪部会長 よろしく申し上げます。

○藤嶋委員 ありがとうございます。犬飼さん、その栄養成分値とかなんですけれども、我々飼料メーカーは安定供給さえあれば、トウモロコシと飼料米の配合を考えて、何を飼料添加物にして、おいしさとか、たん白、アミノ酸値を上げるとか、うまみ成分——今、全部数値で捉えておりますので、生産者と一体としてやれるんですけれども、申し上げたかったのは安定的に供給できないんで、入ってくるものが来なければ、やはりトウモロコシを使わざるを得ないんですよね。

ボラティリティーな供給だと、やはり配合というのは一定のもの、今、生産者と一体となって国内畜産を喚起するようにやっているものですから、それが入ってこないで、すみません、農家の皆さん、だからもう一回やり直しますという、このライン上における知見が集積できないんですよね。我々もそれをやりたいんですけども、いざ欲しいときに、欲しい量が入ってこないと、不安定感で、なかなか数字分析ができないし確立できないと、こういう矛盾もありまして、そこでやはり一定のものを確保できるように、農業参入というのは、なかなか飼料メーカーもできませんし、なかなか難しい部分がございますよね、まだ規制がいろいろあって。本当はつくればいいのかもかもしれませんけれども、そこまでなかなか踏み込めない。

したがって、やはり一定の供給があれば、栄養分析上の課題とか、どこの部分が、ベストな配合比率ですね、それが国内畜産にどうおいしさをもたらすのか。別に飼料用米を使わなくてもおいしい卵をつくっている方たちはいっぱいいらっしゃるんです。ただ、規模が小さいんですよね。すごく特殊な飼養の仕方とか餌の使い方をされている。飼料用米、そこにちょっとずつ使っていただいてもいいんですけども、やはりそこで、その農家には回らないとか、この矛盾をやはり安定供給上解決していかないと、なかなかいい畜産物、おいしい畜産物——おいしい畜産物というのは、やはり皆さんが差別化された国内原料をこれだけ使って、ベストな配合比でこれだけのものができるという実績を、僕らも目標としてつくりたいと思っていますんで、ぜひ一体化して、栄養成分値とかおいしさというのを確認できるようにしていきたいと、こういうふうに考えております。

○犬飼飼料課長 ありがとうございます。

食糧部会でも飼料用米を積極的に使ってくれということをお飼料課長として藤嶋さんをはじめ、餌の業界の関係者をお願いをしている中で、米の作付面積が1割を超えて減っていきまして、たくさん使ってくれとお願いするからには安定供給をしていただかなくては困るということをお申ささせていただいた次第でございます。安定供給については、政策統括官としっかり情報提供を行っていくことで、いかにうまくつくってもらっていくかということになりますがおやっしていきたいと思っております。

また、畜産試験場のデータで飼料用米を給与してつくった牛肉はオレイン酸が給与してないものに比べて高いとか、そういった科学的な知見があったと記憶をしておりましたので、そちらにつきましては、三輪委員にまとめて御説明し、資料をお届けしたいと思っております。ぜひ藤嶋委員、よろしくお願ひいたします。

○藤嶋委員 ありがとうございます。

○三輪部会長 活発な御議論ありがとうございます。

ほかのテーマにつきましても、各委員の方々から追加の御意見、御質問ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

大山委員、お願いいたします。

○大山委員 すみません、繰り返しになって申しわけないんですけども、先ほど子牛の補給金のところでの規模のことでちょっと聞き漏らしたかもしれませんので確認させていただきたいんですけども、お配りいただいている生産費調査の表がありまして、それを拝見すると、規模層としては今5個の層に分かれているわけですけども、今回の10頭以上規模ということの整理の中では上位3つになるんですけども、そちらの3つの平均値が今回の算定の基準になっているというふうに理解してもこれはよろしいのでしょうか。

○望月食肉鶏卵課長 答えします。

規模層は5頭未満層と5頭～10頭未満層、それから、10～20頭、それから、20～50、50以上と5つあります。5つの生産費で飼料費、物材費、それから、労働費という項目があります。今回我々がやっているのは、労働費について10頭以上層で全部平均をとりまして、それをもう一回5頭未満層の労働費に置きかえるという作業を行っているということでございます。ですから、補正しているのは労働費の部分ということでございます。

○大山委員 であれば、労働費というのは一番頭数規模と関係して大きな影響が多分出てくる部分だと思うんですけども、この数字を拝見すると、やっぱり10、20以上、そこから上になるとがくっと労働費の部分というのは、半分とまではいきませんが、大きく減少しているというような現状がここで出てくるわけなので、今現在の現状値が14.6ということと、それから、目標がやっぱりおありだということなので、そのあたりのところで考えると、なかなか厳しいことになってくる可能性も今後あるのかなということも十分考えられますので、さまざまな施策を通して、より一層こういう小規模のところにも焦点を当てていただくということを今後も重ねてお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○三輪部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

それでは、私のほうから1点ご質問させていただければというふうに思っています。

先ほどから各委員の皆様を含めまして活発に御議論いただいております各種補給金、調

整金等ですが、こちらの金額の水準に関して、実際の当事者でございます畜産農家、酪農家の方々から御意見を聴取するような今仕組みであったりとか方法というのがあるのかどうかということをお聞きさせていただければと思います。

○水野牛乳乳製品課長 具体的に単価の水準について農家の方々から幾ら、幾らというように聞いているということはないんですけれども、日々我々は農家の方々と接する中でいろいろ経営の状況なんかは聞かせていただいておりますし、今回もこの価格の決定の前に、北海道、九州、あとは都県の一部の地域を中心に酪農家の方々と意見交換なんかもさせていただいて、状況を把握させていただいているところでございます。

単価そのものについては、議論の中ではないんですけれども、経営の実態なりをきちっと把握させていただいている、意見交換の中で把握させていただいているというふうな状況でございます。

○三輪部会長 ありがとうございます。

何円何銭で高い安いという話をしても意味がないことは私も承知しておりますが、ぜひ今回の数字がまた実際の経営の現場にどういうふうな影響をもたらしたのかということを引き続きウオッチいただければ幸いです。

ほかに委員の皆様から御意見ございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、一通り各委員から御意見をいただいたところでございまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま御発言いただきましたところをもちまして、意見の聴取につきましては終了とさせていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からの意見の聴取については終了させていただければというふうに思います。

それでは、続きまして、冒頭御説明申し上げたとおり、賛否の表明について移らせていただければというふうに思います。

それでは、先ほど御説明いただきました諮問に対する賛否表明について、各委員から聴取をさせていただきたいというふうに思います。各委員より本日の諮問を審議するに当たり、参考として示された試算値につきまして踏まえていただきまして、賛否を御表明いただければと思います。また、賛否の御表明に加えまして特段の御意見等ございましたら、

あわせて御説明、御表明いただければというふうに思います。

それでは、先ほどと同様に宮原委員から順次お願いできればと思います。

○宮原委員 加工原料乳生産者の補給金及び集送乳調整金の単価につきましては、これを分離して2年目となりますけれども、基本的には、従来からの加工原料乳生産者補給金単価の算定方式の考え方を踏襲した上で、直近の動向を組み入れ、算定されたものと理解しております。また、交付対象数量につきましては、本年度における加工原料乳の生産が交付対象数量340万トンを大きく下回るという見通しの中で、12月30日から発効するT P P 11の影響等も考慮に入れた今後の需給事情に加えて、生産者の意欲にも配慮して算定されたものと理解しております。

以上のような理解を踏まえまして、諮問案につきましては、生産者が本年度の粗飼料の品質や国際貿易協定の発効等に不安を抱える中で、生産意欲を維持できる水準であると考えられますので、乳業者といたしましては妥当であると考えます。

最後に、総括的なコメントを申し上げます。

国内的には、本年4月から新たな畜産経営安定法のもとで、生乳流通等の酪農にかかわる制度が運営されることになりました。第1回目の畜産部会でも申し上げましたが、制度改革1年目ということもあり、基本的には大きな変化も見られないと認識しております。一方、国際的には、今後T P P 11に加え日E U ・ E P Aが発効すると見込まれますので、需要に応じた牛乳乳製品の生産や酪農乳業のより一層の競争力の強化が求められております。

こうした中、生乳流通につきまして、台風や9月に発生しました北海道胆振東部地震により、北海道から都府県への生乳の移出量が幾度も制限されるという事態が発生し、小売の段階におきましては、一時的に飲用牛乳の品切れ等が発生いたしました。このことにより改めて明らかになったのは、酪農乳業の課題として、北海道と都府県のバランスを保った生産に加えて、国産の乳製品需要に見合った供給体制が必要であるということだと思えます。都府県の生産が減少傾向にある中で、平時にあっても飲用牛乳等の供給が不安定になる事態が生じるおそれは否定できません。

行政には、こうした綱渡りのような需給調整の実態を御認識いただいて、来年度見直しが検討される「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」における最重要課題の一つと位置づけて、特に都府県酪農を中心とした生産基盤の強化を図っていただけるよう改めて強くお願い申し上げます。

以上でございます。

○三輪部会長 ありがとうございます。

続きまして、藤嶋委員、お願いいたします。

○藤嶋委員 諮問の3つの項目でございます加工原料乳生産者補給金等の単価、それから、平成30年度肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格並びに31年度同様内容でございます。皆様から、農林水産省様からも十分なる御説明とコンセプト、考え方を御説明いただきました。内容全て異議ございません。この諮問案3つに対して賛成いたします。

以上であります。

○三輪部会長 ありがとうございます。

続きまして、築道委員、お願いいたします。

○築道委員 加工原料乳の対象数量補給金の単価、調整金の単価については、諮問案に賛成いたします。

平成30年度、31年度肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格については、肉用子牛を増加させるための有効な施策の実施を前提に諮問案に賛成いたします。

以上でございます。

○三輪部会長 ありがとうございます。

続いて、里井委員、お願いいたします。

○里井委員 本日3つ、諮問に挙がりました全てにおいて同意させていただきます。

以上です。

○三輪部会長 ありがとうございます。

続いて、小谷委員、お願いいたします。

○小谷委員 いずれも異議ございません。

つけ加えるコメントとしては、離農する農家のこれからの牧場活用という視点ももちろん大事なんですけれども、とにかく今現在営んでいる人がやめずに、小さくても高齢であっても、あと5年、あと7年、とにかくやめずに生産し続けるための政策であると、励みになるための政策であるという視点を忘れないでいただきたいと思います。

以上です。

○三輪部会長 ありがとうございます。

続いて、金井委員、お願いいたします。

○金井委員 諮問につきましては、全て賛成でございます。あとは特にありませんが、今

日付した意見をしっかり意見概要で取りまとめてください。ありがとうございました。

○三輪部会長 ありがとうございます。

続いて、大山委員、お願いいたします。

○大山委員 私も本日検討いたしました3つの諮問に関しては、承認ということでお返事させていただきたいと思っております。今回初めて53万1,000円という黒毛和種に関してはそういう金額も出てきたわけですが、現在の相場でいえば、まだなかなかこういうところには来ていないわけですが、ちょっと動きも最近出てきたような気もしておりますので、しっかりその辺も注意していただいて、よい方向に向かっていけるようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○三輪部会長 ありがとうございます。

続いて、石澤委員、お願いいたします。

○石澤委員 全ての諮問に賛成いたします。できることであれば、曖昧な言い方ですが、酪農とか牛を飼うことに夢を描いている子供たちとかに今後ますます夢が繋がっていくような行政をやっていただければと思います。

以上です。

○三輪部会長 ありがとうございました。

最後に、私も委員として賛否表明させていただければと思います。

私も3つの諮問案につきまして賛成をさせていただければと思います。加えましてコメントといたしましては、先ほどと一部重複いたしますが、やはりTPP11、日欧・EPA等のこの激動の時代の中で、今回の諮問につきましては、1つはやはり畜産の現場の目線をきちんと踏まえ、実際の農業者、畜産業者の方々のニーズにきちんと応えた形での数字を出していただいたというところ、加えてそちらについては極めて客観的かつ合理的にお出しいただいたというところで、こちらについてはきちんとあとは実行していただきまして、あとはその経過を引き続き見ていただくという形で、我が国の畜産業、酪農業といったところに対して本制度が有効に効果を発揮しているというところについて、引き続き継続的に進めていただければというふうに思っているというところがございます。

それでは、私の意見も含めまして、全体で賛成多数と認めさせていただきます。

以上をもちまして、委員の皆様からの意見聴取並びに諮問等に対する賛否表明を終了させていただきます。

それでは、冒頭御説明申し上げましたように、本日委員の皆様からいただきました貴重

な御意見を踏まえまして、事務局で簡潔に整理をさせていただければと思いますので、その間しばしお時間をいただきまして、委員の皆様には御休憩をいただければというふうに思います。

お時間のほうについては、事務局のほうから御案内をさせていただければと思います。

○坂畜産企画課長 事務局でございます。

今から休憩をとっていただきますけれども、再開は4時40分を目途に部会を再開して、委員の皆様の意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○三輪部会長 ということで、4時40分ということでございます。少々お時間をいただく形になるというところでございますので、ぜひ委員の皆様を含めて適宜意見交換等もしていただければなと思うところでございます。すみません、取りまとめのほうでお時間をいただく形になりまして大変恐縮でございますが、御協力いただければ幸いです。

それでは、一旦休憩に入らせていただきます。ありがとうございました。

午後3時20分 休憩

午後4時42分 再開

○三輪部会長 それでは、大変お待たせいたしました。これより部会を再開させていただきます。

それでは、意見の概要の取りまとめを行いたいというふうに思います。ただいま事務局から配付されました意見の概要原案を皆様御一読いただきまして、その後それぞれ御意見を頂戴したいというふうに思っております。

なお、現在お手元の原案のほうには、それぞれのお名前、委員の皆様のお名前が入っておりますが、こちら公表時にはお名前がない形でお出しさせていただければというふうに思います。

それでは、短い時間で恐縮でございますが、3分ほどお時間をとらせていただきますので、御一読いただければ幸いです。

(「意見の概要」通読)

○三輪部会長 それでは、まだ御覧になられている委員の方もおられるかと思いますが、これより意見の概要の取りまとめを行わせていただきたいというふうに思います。

御覧いただきました意見の概要案につきまして、御意見のある委員の方々、適宜挙手をいただき、御意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

金井委員、お願いします。

○金井委員 追加でよろしいですか。

1つは、次期の酪肉近のところに例えばインバウンドの増加における商品の变化等を踏まえるとありますが、その後に食料自給率の動向というような文言を追加いただければと思います。というのは、後々出てくる自給飼料の問題について、先ほど飼料用米の話も議論になりましたが、やはりそういう今日の議論を踏まえても国産自給飼料の問題はあるので、自給率というのは入れてもらえればありがたいかなと思います。

また、一点言い忘れたところがございます。畜産環境対策については、施設が大分老朽化しておりますので、クラスターも含め、長寿命化とか機能強化など、しっかり支援を強化してもらいたいと思います。文章はお任せしますけれども。

以上です。

○三輪部会長 金井委員、ありがとうございます。

事務局側で今いただいた2つの点につきまして、御説明等ございましたらよろしくお願ひします。

○坂畜産企画課長 事務局から御説明申し上げます。

金井委員から2点御指摘いただきました。1つ目の食料自給率についてですが、「食料自給率の動向」という文言を1番の基本的事項の2番目の丸に追加させていただきます。

それから、もう一つが畜産クラスター事業の関係でございますか。

○金井委員 家畜環境対策の関連で、糞尿施設がもうかなり老朽化しているので、クラスターを活用した支援の強化とか、あとは今ある施設の長寿命化などをよろしくお願ひします。

○坂畜産企画課長 家畜排泄物施設の老朽化、クラスター事業などということで1項目追加させていただきます。

○三輪部会長 その他の部分に追加という意味合いでよろしゅうございますか。

○坂畜産企画課長 はい、それで結構です。

○三輪部会長 ほか、いかがでしょうか。

お願ひいたします。

○築道委員 2ページの一番下の白抜きの丸ですが、「市場開放に対し」ということになっておりますけれども、「市場開放に対抗できるような」または「耐えられるような」という言葉を入れていただきたいと思います。

以上です。

○三輪部会長 ありがとうございます。

事務局のほうで御説明ございましたら、よろしく申し上げます。

○坂畜産企画課長 事務局でございます。

御指摘のとおり、文言を追加させていただきたいと思います。

○三輪部会長 里井委員、お願いいたします。

○里井委員 非常にささやかなことではあるんですが、1ページ目の私が発言したとなっております丸ポチの3つ目のところですね。大体の言っていることはほぼ合っているんですが、生産者と消費者だけに話がちょっと絞られているように聞こえてしまうので、例えばですが、どこかに官民一体になる姿勢が必要であるということ、それから、食育を初めホームページもわかりやすくするなどというのは、農林水産省さんからの発信として食育や農水でのホームページなんかもわかりやすくなるといいと。ちょっとこの文だけですと、生産者と消費者だけとなっているので、もう少し官民一体になる姿勢が必要という意味で、どこかでちょっと文を入れていただけると助かります。

以上です。

○三輪部会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○坂畜産企画課長 官民一体となってという趣旨がわかるようにフレーズを追加させていただくとともに、ホームページを一般的なホームページというのではなく、「農林水産省の」というふうな特定できる形がよろしいでしょうか。

○里井委員 それができるならということで、それがだめでしたら、一文の「官民一体になる姿勢が必要」というのが加わるだけでも随分イメージは変わりますので、よろしく申し上げます。

○坂畜産企画課長 承りました。

○三輪部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

小谷委員、申し上げます。

○小谷委員 私の2ページの食肉関係なんですが、一番上の「意欲ある生産者が」から2行目の「ものにすべき」のところなんですけれども、これは肉用子牛のことについて述べたわけではなくて、自分の中のイメージは、どちらかという酪農乳業か、あるいは最初の基本的な事項かどっちでもいいので、どっちかにしてほしいなと思います。

○三輪部会長 事務局、お願いいたします。

○坂畜産企画課長 では、酪農乳業についての御指摘という主眼でございますので、3の食肉関係から、冒頭の言葉をかえた上で2の酪農乳業関係に項目を移させていただきます。

○三輪部会長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様から御意見、御指摘等ございますでしょうか。

貴重な御意見、御指摘をいただきまして、誠にありがとうございます。一通り皆様方それぞれの御発言について御確認いただけたというところかというふうに思います。今御指摘いただきました点を踏まえまして、こちらの案につきまして修正をさせていただければというふうに思います。

大変恐縮ではございますが、時間的な制約もございますので、こちらの最終的な取りまとめにつきましては、部会長の私のほうに御一任いただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○三輪部会長 ありがとうございます。

それでは、私のほうで責任を持って取りまとめをさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、答申案の承認に入らせていただきたいというふうに思います。

それでは、これより事務局から答申案の配付をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(答申案 配付)

○三輪部会長 それでは、事務局より答申案の朗読をお願いいたします。

○坂畜産企画課長 それでは、事務局より朗読させていただきます。

(案)

30食農審第41号

平成30年12月13日

農林水産大臣 吉川 貴盛 殿

食料・農業・農村政策審議会

会長 中嶋 康博

答 申

本日、諮問された次の事項について、下記のとおり答申する。

- 1 平成31年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量、生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めるに当たり留意すべき事項（平成30年12月13日付30生畜第1149号）
- 2 平成30年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項（平成30年12月13日付30生畜第1155号）
- 3 平成31年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項（平成30年12月13日付30生畜第1156号）

記

- 1 加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量、生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、平成30年度につき試算に示された考え方で改定することは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成30年度につき試算に示された考え方で改定することは、妥当である。

- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、平成31年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成31年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

以上でございます。

○三輪部会長 ありがとうございます。

ただいま朗読いただきました答申案につきまして、御賛同をいただけるようでしたら、この案で決議したいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○三輪部会長 ありがとうございます。

御異議ないようですので、本答申案については、当部会の決定と同時に、関係規則に基づきまして、食料・農業・農村政策審議会の正式な答申とさせていただきます。ありがと

うございました。

○坂畜産企画課長 事務局より御報告申し上げます。

まだ答申を受け取る予定の高鳥副大臣がこちらに到着しておられませんので、恐縮ですが、もうしばらくだけお待ちいただけますでしょうか。

午後4時59分 休憩

午後5時00分 再開

○三輪部会長 それでは、答申につきましては、食料・農業・農村政策審議会といたしまして農林水産大臣に御提出させていただくわけですが、本日御出席いただいております高鳥副大臣にお渡しさせていただきたいというふうに思います。

それでは、高鳥副大臣、どうぞよろしく願いいたします。

(答申を高鳥副大臣に手交)

○三輪部会長 それでは、高鳥副大臣から一言御挨拶をいただきたいと幸いです。よろしく願いいたします。

○高鳥副大臣 畜産部会の委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中、長時間にわたり熱心な御審議をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

農林水産省といたしましては、平成31年度の加工原料乳生産者補給金の単価、集送乳調整金の単価及び総交付対象数量、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格と合理化目標価格等について、ただいま三輪部会長からいただきました答申を最大限に尊重し、決定させていただきたいと幸いです。

本年12月30日にTPP11協定が発効することとなりましたが、特に肉用子牛保証基準価格につきましては、関税削減等に対する農業者の不安を払拭し、発効後の経営安定に万全を期すため、現在の経営の実情に即したものとして見直し、充実を図ったものであり、その適切な運用を通じて、生産者が意欲を持って経営を継続できるよう努めてまいります。

このほか、本日、本部会で委員の皆様からいただきました御意見につきましても、その趣旨に従いまして、今後の畜産行政の推進に当たり十分に参考にさせていただき所存でございます。

委員各位におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻をお願い申し上げますとともに、本日の熱心な御審議について改めて厚く感謝申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○三輪部会長 高鳥副大臣、まことにありがとうございました。

それでは、本日は長時間にわたりまして非常に熱心に御審議、意見交換をいただきまして、まことにありがとうございました。必要な事項についてきちんと決定するとともに、酪農家、畜産農家の方々に向けて我々のきちんとしたメッセージを発することができる、お届けできるような、そのような場になったのではないのかなと勝手ながらでございますが、思っている次第でございます。

委員の皆様におかれましては、本部会の進行に当たりまして御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

事務局より何か補足事項、連絡事項ございましたらよろしく願いいたします。

○坂畜産企画課長 事務局からは特にございません。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ長時間にわたっての御審議、まことにありがとうございました。

○三輪部会長 それでは、これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会平成30年度第2回畜産部会を閉会させていただきます。

本日は、皆様どうもありがとうございました。

午後5時06分 閉会